

**令和2年度
包括外部監査結果に対する
措置状況報告書**

令和3年8月
青森市

目 次

第1	令和2年度包括外部監査結果への措置状況について	…	1
	包括外部監査結果に対する措置状況一覧	…	4
第2	令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票		
1	福祉部 福祉政策課		
	(1) 支出実額に基づかない補助金の支給について	…	6
	(2) 市民児協への研修事業補助金について	…	7
	(3) 地区民生委員児童委員協議会運営負担金の振込先について	…	8
	(4) 総合福祉センターの利用者数について	…	9
	(5) 施設の老朽化対応と設備の更新計画に基づく契約実施について	…	10
	(6) 契約仕様書に定めたボランティア関連業務について	…	11
	(7) 事業の成果指標の設定について	…	12
	(8) 青森市ボランティアセンターのホームページの改良について	…	13
	(9) 予定価格の事前公表について(その1)	…	14
	(10) 予定価格の事前公表について(その2)	…	15
	(11) 避難行動要支援者同意確認書兼個別計画における本人確認方法について	…	16
2	福祉部 子育て支援課		
	(1) 事務のマニュアル化の推進について	…	17
	(2) 施設における防災備品調達の経済性確保について	…	18
	(3) 資産調査の拡大について	…	19
	(4) 滞納繰越額の縮減に向けたさらなる努力について	…	20
	(5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について	…	21
	(6) 利用者が乏しい開設日の運営について	…	22
	(7) 図書購入業者の選定方法について	…	23
	(8) 指定管理者に対するモニタリング評価項目について	…	24
	(9) 指定管理者からの業務実績報告に対する検査体制について	…	25
	(10) 実績報告書提出時の書類について	…	26
	(11) 委託料の積算について	…	27
	(12) 事業変更申請書の提出について	…	28
	(13) 特別児童扶養手当等の支給対象児の確認について	…	29
	(14) 実績報告書の審査について	…	30
	(15) 補助金に係る実績報告書の審査について	…	31
	(16) 委託料の積算方法について	…	32
	(17) 委託料の見積書徴取等について	…	33

(18) 借主、連帯借主、連帯保証人が死亡した場合の相続調査について	…	34
(19) 就学支度資金の支給範囲について	…	35
(20) 鍵の管理について	…	36
(21) 擁護委員の出席方法に係る工夫について	…	37
(22) 委託業者との随意契約について	…	38
(23) 委託料の適正性について	…	39
(24) 産休等代替職員の在籍確認について	…	40
(25) 利用実績票の誤りにについて	…	41
(26) 託児開設日、利用時間の検討について	…	42
(27) 「3号認定子ども」に係る教育・保育見込み量の算出誤りにについて	…	43
(28) 第二期計画概要版の推計児童数の計算式の表示について	…	44
3 福祉部 介護保険課		
(1) 第7期計画の成果指標の設定について	…	45
(2) 「低栄養」リスク該当者割合に係る委託業者の集計誤りにについて	…	46
4 福祉部 高齢者支援課		
(1) 退職給付引当資産の取扱いについて	…	47
(2) 施設機能強化推進費加算単価の適用誤りにについて	…	48
(3) 受託者からの提出書類の明示について	…	49
(4) 収支計画書の提出について	…	50
(5) 委託料の精算方法の明示について	…	51
(6) 委託契約継続の適否を要点とする審議について	…	52
(7) 随意契約理由の見直しについて	…	53
(8) おむつ等調達にかかる入札方法の見直しについて	…	54
(9) 事業計画と実績報告の整合性について	…	55
(10) 会員増加に向けた情報発信の取組みについて	…	56
(11) 実績報告書と領収証等との照合及び点検について (単位老人クラブ補助金)	…	57
(12) 関係帳簿の保管義務に関する規定の明確化について (単位老人クラブ補助金)	…	58
(13) 健康農園活動結果報告について	…	59
(14) 事業費積算の誤りにについて	…	60
5 税務部 国保医療年金課		
(1) 0歳児の所得制限について	…	61
6 市民部 生活安心課		
(1) 前金払をする理由の明記について	…	62
(2) 仕様書に定められた様式を用いた報告について	…	63
(3) 見積書の積算について	…	64

(4) 黄色い交通安全帽子の在庫の有効活用について	…	65
7 都市整備部 道路維持課		
(1) 予定価格の事前公表について	…	66
8 浪岡振興部 健康福祉課		
(1) 業務実施に係る報告書の提出漏れについて	…	67
(2) 老人福祉センターの使用条件について	…	68
(3) 福祉バスの運転適格者の確認について	…	69
(4) 競争入札の実施時期について	…	70
(5) 福祉バスの利用増加に向けた取組みについて	…	71

令和2年度包括外部監査結果への措置状況について

1 令和2年度包括外部監査の概要（R3.3.23 包括外部監査人から報告）

(1) 監査のテーマ

高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について

(2) 監査の対象年度

原則として、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）。
ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度の執行分を含む。

(3) 指摘事項及び意見

担当部課名		指摘事項	意見	計
1	福祉部 福祉政策課	4	7	11
2	福祉部 子育て支援課	12	16	28
3	福祉部 介護保険課	2	0	2
4	福祉部 高齢者支援課	5	9	14
5	税務部 国保医療年金課	0	1	1
6	市民部 生活安心課	1	3	4
7	都市整備部 道路維持課	0	1	1
8	浪岡振興部 健康福祉課	3	2	5
合 計		27	39	66

※包括外部監査結果報告書での「区分」を「担当部課名」とした。

※「指摘事項」とは、青森市において措置することが必要であると判断されたもの。

※「意見」とは、施策や事業の合理化のために、改善を要望（期待）されたもの。

2 指摘事項への措置状況の概要

(1)対応方針区分

区分	対応の内容
是正	不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの
改善	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善 検討	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの

(2)対応方針別件数

区分	指摘事項	主な内容
是正	4 (4)	【1 福祉部 福祉政策課】 1 件 【2 福祉部 子育て支援課】 2 件 【4 福祉部 高齢者支援課】 1 件
改善	23 (23)	個別 23 (23) 【1 福祉部 福祉政策課】 3 件 【2 福祉部 子育て支援課】 10 件 【3 福祉部 介護保険課】 2 件 【4 福祉部 高齢者支援課】 4 件 【6 市民部 生活安心課】 1 件 【8 浪岡振興部 健康福祉課】 3 件
		全庁 0
改善 検討	0	個別 0
		全庁 0
相違	0	—
合計	27 (27)	

※ 指摘事項欄中、()内の数値は、是正済・改善済の件数である。

3 意見への対応

(1)対応方針区分

区分		対応の内容
改善	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、当該部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、関係部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善検討	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違		包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの

(2)対応方針別件数

区分	意見		主な内容
改善	36	(36)	個別
			33 (33)
改善	36	(36)	全庁
			3 (3)
改善検討	3	/	個別
			3
改善検討	3	/	全庁
			0
相違	0	/	—
合計	39	(36)	

※ 意見欄中、()内の数値は、改善済の件数である。

包括外部監査結果に対する措置状況一覧

《テーマ》

高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について

指摘事項及び意見の区分	指摘事項	意見	計
《1》事務執行上の誤りについて	19	3	22
《2》事業の経済性、効率性、有効性について	4	25	29
《3》契約行為について	4	11	15
合計	27	39	66

項目	包括外部監査の結果報告書					措置状況報告書			
	結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》	記載 ページ	指摘 事項	意見	計	記載 ページ	対応方針	実施 状況	個票番号
1 福祉部 福祉政策課			4	7	11			11	
1 支出実額に基づかない補助金の支給について《1》	176	○				6	個別改善	○	指摘事項21
2 市民児協への研修事業補助金について《1》	181	○				7	個別改善	○	指摘事項22
3 地区民生委員児童委員協議会運営負担金の振込先について《1》	183	○				8	個別改善	○	指摘事項23
4 総合福祉センターの利用者数について《2》	188		○			9	個別改善	○	意見29
5 施設の老朽化対応と設備の更新計画に基づく契約実施について《3》	193			○		10	個別改善	○	意見30
6 契約仕様書に定めたボランティア関連業務について《2》	198	○				11	是正	○	指摘事項24
7 事業の成果指標の設定について《2》	200			○		12	個別改善	○	意見31
8 青森市ボランティアセンターのホームページの改良について《2》	200			○		13	個別改善	○	意見32
9 予定価格の事前公表について《その1》《3》	202			○		14	全庁改善	○	意見33
10 予定価格の事前公表について《その2》《3》	206			○		15	全庁改善	○	意見34
11 避難行動要支援者同意確認書兼個別計画における本人確認方法について《2》	211			○		16	個別改善	○	意見35
2 福祉部 子育て支援課			12	16	28			26	
1 事務のマニュアル化の推進について《2》	41			○		17	個別改善	○	意見1
2 施設における防災備品調達の経済性確保について《2》	42			○		18	個別改善	○	意見2
3 資産調査の拡大について《2》	45			○		19	個別改善検討		意見3
4 滞納繰越額の縮減に向けたさらなる努力について《2》	46			○		20	個別改善	○	意見4
5 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について《2》	55			○		21	個別改善	○	意見5
6 利用者が乏しい開設日の運営について《2》	62			○		22	個別改善検討		意見6
7 図書購入業者の選定方法について《3》	63			○		23	個別改善	○	意見7
8 指定管理者に対するモニタリング評価項目について《1》	68	○				24	個別改善	○	指摘事項1
9 指定管理者からの業務実績報告に対する検査体制について《1》	69	○				25	個別改善	○	指摘事項2
10 実績報告書提出時の書類について《2》	72			○		26	個別改善	○	意見8
11 委託料の積算について《3》	73			○		27	個別改善	○	意見9
12 事業変更申請書の提出について《1》	75	○				28	個別改善	○	指摘事項3
13 特別児童扶養手当等の支給対象児の確認について《2》	76			○		29	個別改善	○	意見10
14 実績報告書の審査について《1》	78	○				30	是正	○	指摘事項4
15 補助金に係る実績報告書の審査について《1》	81	○				31	個別改善	○	指摘事項5
16 委託料の積算方法について《3》	83			○		32	個別改善	○	指摘事項6
17 委託料の見積書徴取等について《3》	84			○		33	個別改善	○	指摘事項7
18 借主、連帯借主、連帯保証人が死亡した場合の相続調査について《1》	91	○				34	個別改善	○	指摘事項8
19 就学支度資金の支給範囲について《1》	92			○		35	個別改善	○	意見11
20 鍵の管理について《1》	95	○				36	是正	○	指摘事項9
21 擁護委員の出席方法に係る工夫について《2》	99			○		37	個別改善	○	意見12
22 委託業者との随意契約について《3》	102			○		38	個別改善	○	意見13
23 委託料の適正性について《3》	106			○		39	個別改善	○	意見14
24 産休等代替職員の内籍確認について《1》	108	○				40	個別改善	○	指摘事項10
25 利用実績票の誤りについて《1》	111	○				41	個別改善	○	指摘事項11
26 託児開設日、利用時間の検討について《2》	112			○		42	個別改善	○	意見15
27 「3号認定子ども」に係る教育・保育見込み量の算出誤りについて《1》	116	○				43	個別改善	○	指摘事項12
28 第二期計画概要版の推計児童数の計算式の表示について《1》	117			○		44	個別改善	○	意見16
3 福祉部 介護保険課			2	0	2			2	
1 第7期計画の成果指標の設定について《2》	216	○				45	個別改善	○	指摘事項25
2 「低栄養」リスク該当者割合に係る委託業者の集計誤りについて《2》	217	○				46	個別改善	○	指摘事項26
4 福祉部 高齢者支援課			5	9	14			14	
1 退職給付引当資産の取扱いについて《1》	125	○				47	是正	○	指摘事項13
2 施設機能強化推進費加算単価の適用誤りについて《1》	128	○				48	個別改善	○	指摘事項14
3 受託者からの提出書類の明示について《2》	138			○		49	個別改善	○	意見18
4 収支計画書の提出について《2》	139			○		50	個別改善	○	意見19
5 委託料の精算方法の明示について《2》	139			○		51	個別改善	○	意見20
6 委託契約継続の適否を要点とする審議について《3》	140			○		52	個別改善	○	意見21
7 随意契約理由の見直しについて《3》	142	○				53	個別改善	○	指摘事項15
8 おむつ等調達にかかる入札方法の見直しについて《3》	145			○		54	個別改善	○	意見22
9 事業計画と実績報告の整合性について《2》	148	○				55	個別改善	○	指摘事項16
10 会員増加に向けた情報発信の取組みについて《2》	149			○		56	個別改善	○	意見23
11 実績報告書と領収証等との照合及び点検について《単位老人クラブ補助金》《1》	157			○		57	個別改善	○	意見24
12 関係帳簿の保管義務に関する規定の明確化について《単位老人クラブ補助金》《2》	157			○		58	個別改善	○	意見25
13 健康農園活動結果報告について《2》	160			○		59	個別改善	○	意見26
14 事業費積算の誤りについて《1》	164	○				60	個別改善	○	指摘事項17

項目	包括外部監査の結果報告書				措置状況報告書				
	結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》	記載 ページ	指摘 事項	意見	計	記載 ページ	対応方針	実施 状況	個票番号
5 税務部 国保医療年金課			0	1	1			1	
1 0歳児の所得制限について《2》	119		○			61	個別改善	○	意見17
6 市民部 生活安心課			1	3	4			4	
1 前金払をする理由の明記について《1》	220	○				62	個別改善	○	指摘事項27
2 仕様書に定められた様式を用いた報告について《2》	220		○			63	個別改善	○	意見36
3 見積書の積算について《3》	220		○			64	個別改善	○	意見37
4 黄色い交通安全帽子の在庫の有効活用について《2》	223		○			65	個別改善	○	意見38
7 都市整備部 道路維持課			0	1	1			1	
1 予定価格の事前公表について《3》	226		○			66	全庁改善	○	意見39
8 浪岡振興部 健康福祉課			3	2	5			4	
1 業務実施に係る報告書の提出漏れについて《1》	168	○				67	個別改善	○	指摘事項18
2 老人福祉センターの使用条件について《2》	168		○			68	個別改善検討	○	意見27
3 福祉バスの運転適格者の確認について《1》	171	○				69	個別改善	○	指摘事項19
4 競争入札の実施時期について《3》	171	○				70	個別改善	○	指摘事項20
5 福祉バスの利用増加に向けた取組みについて《2》	172		○			71	個別改善	○	意見28
合計			27	39	66			63	

※是正・改善が済んでいるものについては、「実施状況」欄に○を記入している。

◆対応区分別集計

	指摘事項		意見	
是正	4	(4)	—	—
個別改善	23	(23)	個別改善	33 (33)
全庁改善	0	(0)	全庁改善	3 (3)
個別改善検討	0	—	個別改善検討	3 —
全庁改善検討	0	—	全庁改善検討	0 —
相違	0	—	相違	0 —
計	27	(27)	計	39 (36)

※ () 内は、是正済・改善済の件数である。

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項21
担当課	福祉部福祉政策課	
項目	事務執行上の誤りについて 青森市社会福祉協議会助成事業 支出実額に基づかない補助金の支給について	
指摘事項	<p>事業完了後に市社協が市へ提出した事業完了報告書における決算支出額が実額ではなく、また、市は市社協の提出した決算支出額について交付要綱適合性にかかる詳細な審査を行わずに補助金の額を確定している状況にあった。</p> <p>年度当初に市が市社協から提供された情報をもとに積算し補助金限度額として定めた「予算額」と、年度完了後に集計した実支出額たる「決算額」が、全ての科目で一致しており、このことは、年度当初における市が市社協から提供された情報をもとに積算した額と、市社協の実支出額が全く同額であったことを意味する。</p> <p>「予算額68,448,797円」は、市が補助対象経費に該当する市社協15名分の月次給与＋賞与を個別に見積ったうえで積算を行ったものだが、時間外手当の増減や時給職員の存在、賞与料率や通勤手当・住宅手当等の期中変動を考慮した場合に、実支出額たる「決算額68,448,797円」と一円も変わらずに一致することは通常は考えられない。この点、今般の監査にて市社協へ問い合わせを行ったところ、「予算額」の時間外手当を0円として積算を行っているため、時間外手当を含むこととなる「決算額」は「予算額」を超過することが通常であることから、「決算額」として実支出額ではなく、「予算額」を記載しているとのことであった。確かに、時間外手当を考慮した場合において、市社協の説明の通りに「予算額」を下回る「決算額」となることは通常であれば考えにくいものかもしれない。しかし、人件費補助対象職員の退職や市社協の配置転換・人事異動によっては「予算額」未達の「決算額」となることも可能性としてはありうるし、なにより対価性のない寄附金等と異なり、実支出額の範囲で市が補助金を支出するという補助金制度設計を鑑みれば、決算支出額は必ず実額を記載する必要がある。人件費に限らずすべての科目について、適切に実支出額を記載するように市は指導を行わなくてはならない。</p> <p>また、前述の状況があるにも関わらず、市として市社協の提出した決算支出額について交付要綱への適合性にかかる詳細な審査は行わずに、市社協が決算書に記載した「決算額」を正しい額であるとの認識に基づき補助金の額の確定を行っている。市は人件費の確認として、市社協より給与台帳を徴求し決算額との一致を確認すること、人件費以外の科目についてサンプリングで領収書を求めることや支出明細を徴求するといった実効性のある審査体制を構築する必要がある。</p>	
掲載ページ	176	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該補助金は、交付要綱に支給となる上限額を定め、予算の範囲内で交付することとしており、交付額が予算額及び決算額を上回することは想定されない性質の補助金と認識し、今回の指摘のような対応をしていました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>これまで、決算額の証拠書類として賃金台帳等の支出の根拠となる書類の確認をしていなかったことについて、令和2年度の補助金額の確定から、全ての科目について市社協に対し助成事業収支決算書の決算額への実額記載と支出の根拠となる資料の提出を求め、決算額と根拠資料の一致の確認を行います。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項22
担当課	福祉部福祉政策課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	民生委員児童委員活動事業		
	市民児協への研修事業補助金について		
指摘事項	<p>市は、「令和元年度青森市民生委員児童委員協議会研修事業補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に従い、市民児協に対し2,173千円の補助を実施している。補助対象となる経費は、交付要綱第2条により、市民児協が行う研修に係る事業に要する経費(食糧費を除く。)としている。</p> <p>当該補助金の精算は、青森市民生委員児童委員協議会決算資料、事業費清算書、事業報告書を基に行っているが、今回、市民児協が作成した研修に係る経費の内訳を確認したところ、お茶代などを含む食糧費や直接研修に要しているか疑義のある消耗品等の購入と思われる項目があった。交付要綱第2条に食糧費を除くと明確に規定しているので、適正に対処すべきである。</p> <p>研修会開催のために要したコピー用紙代等は補助金対象として認められるものであろう。しかしながら、例えば、コピー用紙、封筒、ファイル代及びポータブルHDDは年度末間際の令和2年3月27日に購入しており、当該年度の研修に直接要するものとはいえない可能性がある。また、ポータブルHDDは7台購入していることが分かっているが、HDDは、パソコン上のデータを大量に保存するための道具であり、要綱が補助対象経費として定める「民児協会が行う研修に係る事業に要する経費」へ該当しないものと推察される。担当課は補助金の使い道について精査し、適正に対処すべきである。</p>		
掲載ページ			
181			
対応	個別改善	【改善済】	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで補助対象経費の精算については、市が補助対象経費としている研修事業に要する経費の外に民生委員児童委員協議会で執行する経費も精算対象としていたことから、お茶代を含む食糧費が混在していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年度の補助金額を確定する確認・検証事務において、市が要綱で補助対象経費と定めている研修事業に要する経費のみを対象とし確認を行いました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項23
担当課	福祉部福祉政策課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	民生委員児童委員活動事業		
	地区民生委員児童委員協議会運営負担金の振込先について		
指摘事項	<p>市内に42ある地区民生委員児童委員協議会の活動を支援するため、各地区民児協に対し、地区割(一定額)の定数に応じた人数割りを加算した金額を活動費として振り込んでいる。しかしながら、3件について民児協名義の通帳口座ではなく、個人名義の通帳口座へ振り込みが行われていた。</p> <p>振込先の個人は、地区の民生委員・児童委員であり、該当地区の会計担当であることは確認できたため、振り込みが即不正につながるものではないが、地区の民児協で利用するための金銭である以上、〇〇地区民生委員・児童委員協議会 会長〇〇など、任意団体の肩書を付した通帳に振り込むようにしなければならない。</p>		
掲載ページ	183		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>債権者情報を登録する際、代表者以外の名義の口座を登録する場合、代表者から委任状を提出してもらい口座登録をしておりました。結果、任意団体名義の口座ではなく、個人名義の口座を登録し振り込みをしていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>活動費の振込口座については、通帳口座名を任意団体の肩書を付した通帳に変更していただくよう依頼し、振込口座を個人名義の口座から任意団体の肩書を付した口座に登録し直します。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見29
担当課	福祉部福祉政策課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	福祉増進センター運営管理事務・総合福祉センター運営管理事務・福祉増進センター福祉活動推進事業 総合福祉センターの利用者数について		
意見	<p>総合福祉センターの利用者数の推移について、身体障害者福祉センター以外の施設では、利用者の減少傾向が顕著となっている。市全体の人口減や少子化の影響を考えると施設利用者の減少がそれと連動することはある程度やむを得ないことと考えられる。</p> <p>一方、最近5年間における青森市の60歳以上人口は増加の一途である。しかし、老人福祉センターの利用者及び団体利用者の数はこれに反して減少している。</p> <p>これについて、市では、老人福祉センターの利用者の多くが固定化しており、入院または高齢者施設への入所によって利用しなくなる一方で、60歳以上の新規利用者が増加していないこと、団体利用も同様に利用者が固定化しており、高齢化等のため団体活動が減少していること、また、新規利用団体が増加していないことに原因があると考えている。</p> <p>青森市の年齢別人口推移からわかるとおり、高齢者の中でも最も活発であると考えられる60歳代の人口は今後減少していく。この世代のニーズを的確に捉えないと利用者数は今後益々減少していくと考えられる。利用者減少の要因には、高齢者の就業機会や社会参加の拡大といった社会環境の変化、価値観の多様化など、高齢者が身近に活動できる場が広がっていることも背景にあると考えられるが、今後は、今現在の利用者への行政サービスもさることながら、新規利用者獲得策の検討も積極的に行ってほしい。</p>		
掲載ページ	188		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>総合福祉センターでは、60歳以上の高齢者を対象としたさわやか趣味講座や高齢者と児童の世代間交流事業を開催するなど、各種事業を展開しているところです。実施事業については広報誌やホームページを活用した情報発信を行っており、また、施設内に意見箱の常設や定期的なアンケート調査の実施など、利用者の要望の把握に努めています。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>近年、60歳以上の方の行動形態が多様化するなど高齢者を取り巻く環境が変化してきており、総合福祉センターの利用者数の減少につながっているものと考えます。このような状況を踏まえ、引き続き、指定管理者と協議を行いながら新規利用者の獲得に向けて取り組んでいきます。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見30
担当課	福祉部福祉政策課	
項目	契約行為について 福祉館運営管理事務 施設の老朽化対応と設備の更新計画に基づく契約実施について	
意見	<p>契約金額130千円以上の修繕工事は、財務規則上、原則として見積もり合わせを行わなければならない案件となる。10月以降に契約した4つの工事はいずれも1者のみから見積書を徴取して実施されたものである。いずれの工事の「1者から見積書を徴する理由書」にも、緊急性が高いために早急に事業者を選定する必要があり、青森市財務規則第123条ただし書の規定に基づいて契約するという記載がなされている。</p> <p>各福祉館は、いずれも建築してから年数が経っており、多くの施設は木造建築であるため、老朽化がかなり進行している。これに対し、市では、平成28年2月に策定した「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、耐震化を推進しながら、合築による複合化や既存公共施設との機能統合など、周辺の公共施設と一体的に検討を行っており、令和2年度には幸畑福祉館及びひろがけ福祉館の改築に着手し、令和3年度内に建替えることとしている。また、その他の耐震基準が満たされていない施設6館については、順次建替えを予定している。</p> <p>一方で、これらのファシリティマネジメントは中長期の計画であるため、短期的には細々とした維持修繕工事を依然として続けていかなければならないことも明白である。その際、1者からのみ見積書を徴する状況を如何に作らないようにするか念頭において事務を行わなくてはならない。令和元年度の工事について、幸畑福祉館暖房用膨張タンク修繕工事や造道福祉館ボイラー修繕工事は令和元年8月に行われたボイラーの点検時に不具合が判明している。8月の時点で修繕の必要性を認識しているであれば、冬期までの間に複数の見積りを徴取することができたはずであり、契約の準備を早期に行うべきであった。また、契約の準備に時間を要するとすれば、施設の老朽化が著しいことを前提として、その年度の修繕の必要性を予め考え、もっと早く点検を行い、冬期の到来前には余裕をもって修繕工事が行えるようにすべきである。</p>	
掲載ページ	193	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>例示にあるボイラー関連の案件については、予算を確保したあと、複数の登録業者に当該工事の対応が可能か発注前に調査したところ、結果的に市の求める期間内に対応できる業者が1者のみであったため1者随契となったものです。</p> <p>ボイラー点検については、ボイラーの試運転を兼ねる意味合いもあり、使用期間(11月～4月)直後ではなく使用開始前の時期に実施しています。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>ボイラー点検の時期については、今後もボイラー使用前の試運転を兼ねて適切な時期に実施していきます。</p> <p>点検時に不具合が判明した場合など設計金額130千円を超える修繕工事については、緊急の場合を除き見積又は入札による競争を経て契約・発注していきます。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項24
担当課	福祉部福祉政策課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	地域福祉計画推進事業		
	契約仕様書に定めたボランティア関連業務について		
指摘事項	<p>当事業の実施にて、市社協と締結した契約仕様書には、ボランティア関連事業の実施事項について記載されているものの、業務の実施実態が報告書やヒアリングから把握できなかったものがあった。</p> <p>仕様書で実施業務を定義した一方で、委託先の活動報告である事業報告書のボランティア関連業務の記載は簡素な記載となっており、また別添されていた令和元年度におけるボランティアポイントの活動者数や付与ポイント等の実績等の実績データの報告に留まり、前述仕様書に記載する事業評価・調査実施・分析結果・改善提案等の報告は全く見えない。</p> <p>当該事業報告書の率直な感想として、委託金額32,275千円の契約の成果品として不十分との認識を持つ。確かに、市社協は当該業務の核となるボランティアセンターの運営とボランティアポイント制度の運用は確実に実施していることだろう。しかし、ボランティアポイント制度導入の成果や課題、課題克服のための先進事例の情報、市内ボランティアの潜在的なニーズ調査等の今後の事業指針となるべき重要情報が、市へ仕様書に基づく正式な報告として提供されていない現状は、将来的な効果的かつ効率的な事業実施、ひいてはソーシャル・インクルージョン（社会的包摂、社会的包容）の実現を困難としていると思料する。</p> <p>そもそも、ソーシャル・インクルージョンや地域共生社会という考え方はともすれば抽象的な概念であり、実施事業の効果測定が行いにくい側面がある。そのため、事後の適切な事業評価と将来的な計画修正を行うPDCAサイクルを逐一実施する体制を構築しなければ、抽象的な目的のもとに効果が不透明な事業を漠然と継続実施してしまいうリスクも十分に想定されるだろう。そのような事態を避けるためにも、市は仕様書に基づく情報の提供を委託先から適切に受領し、事業効果の精緻な測定を行い、将来的な事業実施に役立てる必要がある。</p>		
掲載ページ	198		
対応	対応方針	是正	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>ボランティアポイント制度に関する契約の仕様書に基づく報告書等については、委託先から仕様書に即した内容の報告書等を受領していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			<p>令和2年度の実績報告から、仕様書に基づく報告書等を受領しており、報告内容を基に事務事業の改善につなげていきます。</p>

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見31
担当課	福祉部福祉政策課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	地域福祉計画推進事業		
	事業の成果指標の設定について		
意見	<p>当事業には現状成果指標の設定がない。前述「(指摘事項24)契約仕様書に定めたボランティア関連業務について」に記載したように、ソーシャル・インクルージョンや地域共生社会という抽象的な事業目的を達成するためには、足元における具体的な成果指標の設定が欠かせない。例えば、「共助ネットワークの構築」事業については、地域支え合い推進員がアレンジする「地域支え合い会議」の開催回数を成果指標として設定することや、ボランティア関連の事業についてはボランティア参加人数やボランティアポイント付与数等の成果指標を設定し、PDCAサイクルを回していくことが必要である。</p>		
掲載ページ	200		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで青森市地域福祉計画において、「ボランティア登録者数」、「地域福祉サポーター登録者数」、「共助ネットワークが構築されている地区数」など、本事業と関連する目標指標が設定されており、毎年度、青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、目標とする指標の達成度や取組内容の評価・検証を行ってきました。</p>		
今後の改善予定等			
			<p>成果指標の設定については、本事業の実施目的を踏まえ、次期計画改定時までには検討することとしました。</p>

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見32
担当課	福祉部福祉政策課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	地域福祉計画推進事業		
	青森市ボランティアセンターのホームページの改良について		
意見	<p>近年、スマートフォンや公衆無線LANの普及により、インターネットを通じてリアルタイムに様々な情報収集することが可能となり、若年層を中心に調べたい事項が発生した場合、インターネットから対象ホームページを検索・閲覧する機会が増加していると考えられる。</p> <p>今般の監査において、ボランティアに参加したことはないが興味がある市民の視点に立ち、青森市ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」という。）のホームページを閲覧したところ、一部「わかりやすさ」「ユーザビリティ（使いやすさ）」「訪問目的への到達可能性」などの利用者視点が欠けていると史料される事項があり、改良を図ることで、より一層の青森市内においてボランティア普及が図れるものと考えた。</p> <p>第一に、ホームページから、市のボランティア普及施策の要であるボランティアポイント制度の説明ページにたどり着くことが困難であった。現状では、ボランティアポイント制度の説明が日々更新されている「インフォメーション」の下部において過去にアップされたお知らせからしか確認することができない状況にある。この点、ボランティアポイント制度をより知ってもらうために、コンテンツの一つとしてホームページに頭出しを行うことが有効と思われる。</p> <p>第二に、ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人とボランティアを募集したい人をつなぐ拠点であり、ボランティアを行ったことがない参加希望者としては、実際にどのようなボランティアがあるのか興味があると考えられるが、参加可能なボランティアが網羅された一覧はホームページからは確認することができなかった。ボランティアセンター現地に赴けば確認できるとのことであるが、このことは潜在的な参加希望者にとっての参加障壁にもなりかねない。具体的な参加イメージを提供し、ボランティア参加ニーズを漏れなく取り込むためにも、ボランティアの網羅的な一覧をホームページの見やすい箇所に設置することも有効と考える。</p>		
掲載ページ	200		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>従前の青森市ボランティアセンターのホームページは、一部「わかりやすさ」「ユーザビリティ（使いやすさ）」「訪問目的への到達可能性」などの利用者視点において、改善の余地がありました。</p>		
今後の改善予定等			<p>利用者視点に意を用いたホームページとなるよう、知りたいことを検索しやすいレイアウトに更新するとともに、ボランティアポイント制度について、トップページにコンテンツの1つとして大きく掲載しました。</p> <p>また、令和3年8月までに、ボランティア活動の一覧をホームページから確認できるよう更新することとしました。</p>

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見33
担当課	福祉部福祉政策課	総務部契約課
項目	契約行為について 児童遊園遊具等改修事業 予定価格の事前公表について(その1)	
意見	<p>本事業の遊具設置工事は2件であり、いずれも指名競争入札により契約者の選定が行われた。2件の入札結果はいずれも、参加者のほぼ全員が最低制限価格での応札となっており、最終的にくじ引きで落札者が決定されている。</p> <p>このような状況となった原因は、事業者側が最低制限価格の算定方法に知悉していることや予定価格の事前公表を行っていることであると考えられるが、結果として入札による競争性は全く発揮されていないといえる。そして、このような状況が常態化してしまうと、実質的には入札が行われているとはいえず、単なる「くじ引き」となってしまうため、民間事業者の経営努力や創意工夫が促されず、中長期的に技術水準の低下や担い手不足を招くと思われる。</p> <p>本事案における市の処理は定められたルールに則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。特に、予定価格の事前公表については、国においても注意喚起がなされているところであり、上記のような弊害が発生していることを認識し、予定価格を事前公表することは再検討すべきである。</p>	
掲載ページ	202	
対応方針	全庁改善	【改善済】
指摘事項・意見	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市における予定価格の事前公表は、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止を図ることを目的に、平成11年9月から予定価格130万円超の建設工事を対象に実施し、以降、適宜見直しを行いながら、現在は予定価格130万円超500万円未満の建設工事及び予定価格50万円超の業務委託の指名競争入札において、予定価格を事前公表しています。</p> <p>本案件は、この制度に基づき予定価格を事前公表した入札において、最低制限価格と同額で応札した者が複数者いたことから、結果として、くじ引きにより落札者が決定されたものです。</p>	
対応	<p>今後の改善予定等</p> <p>本市では、予定価格の区分に応じて予定価格の事前公表と事後公表を併用している状況にありますが、現状においては、事前公表の弊害とされる「落札価格の高止まり」、「見積努力の棄損」、「入札談合の誘発」などの事象は生じておりません。</p> <p>また、くじ引きによる落札者が多発している要因としては、工事費の積算に使用する積算基準書や労務費、材料費等の単価が公表されていることに加え、工事費の積算ソフトが一般に流通していることが挙げられ、この積算ソフトにより試算を重ねるなどの企業努力により、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思っております。</p> <p>本市では、国や県の動向、他都市の取組状況等を参考にしながら、総合評価落札方式の導入や予定価格の事後公表の対象を段階的に拡大するなど、適宜、契約制度の見直しを行ってきたところであり、今後も引き続き、競争性、公正性、透明性の確保に努めていきます。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見34
担当課	福祉部福祉政策課	総務部契約課
項目	契約行為について ちびっこ広場遊具等改修事業 予定価格の事前公表について(その2)	
意見	<p>本意見は、『(意見33)予定価格の事前公表について(その1)』と同趣旨の意見である。本事業の遊具設置工事は2件あり、いずれも、指名競争入札により契約者の選定が行われた。</p> <p>2件の入札結果はいずれも、参加者のほぼ全員が最低制限価格での応札となっており、最終的にくじ引きで落札者が決定されている。このような状況となった原因は、事業者側が最低制限価格の算定方法に知悉していることや予定価格の事前公表を行っていることであると考えられるが、結果として入札による競争性は全く発揮されていないといえる。そして、このような状況が常態化してしまうと、実質的には入札が行われているとはいえ、単なる「くじ引き」となってしまうため、民間事業者の経営努力や創意工夫が促されず、中長期的に技術水準の低下や担い手不足を招くと思われる。本事案における市の処理は定められたルールに則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。特に、予定価格の事前公表については、国においても注意喚起がなされているところであり、前述のような弊害が発生していることを認識し、予定価格を事前公表することは再検討すべきである。</p>	
掲載ページ	206	
対応	対応方針	全庁改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市における予定価格の事前公表は、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止を図ることを目的に、平成11年9月から予定価格130万円超の建設工事を対象に実施し、以降、適宜見直しを行いながら、現在は予定価格130万円超500万円未満の建設工事及び予定価格50万円超の業務委託の指名競争入札において、予定価格を事前公表しています。</p> <p>本案件は、この制度に基づき予定価格を事前公表した入札において、最低制限価格と同額で応札した者が複数者いたことから、結果として、くじ引きにより落札者が決定されたものです。</p>	
	<p>今後の改善予定等</p> <p>本市では、予定価格の区分に応じて予定価格の事前公表と事後公表を併用している状況にありますが、現状においては、事前公表の弊害とされる「落札価格の高止まり」、「見積努力の棄損」、「入札談合の誘発」などの事象は生じておりません。</p> <p>また、くじ引きによる落札者が多発している要因としては、工事費の積算に使用する積算基準書や労務費、材料費等の単価が公表されていることに加え、工事費の積算ソフトが一般に流通していることが挙げられ、この積算ソフトにより試算を重ねるなどの企業努力により、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思量しています。</p> <p>本市では、国や県の動向、他都市の取組状況等を参考にしながら、総合評価落札方式の導入や予定価格の事後公表の対象を段階的に拡大するなど、適宜、契約制度の見直しを行ってきたところであり、今後も引き続き、競争性、公正性、透明性の確保に努めていきます。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見35
担当課	福祉部福祉政策課	
項目	事業の経済性、効率性、有効性について	
	避難行動要支援者対策事業	
	避難行動要支援者同意確認書兼個別計画における本人確認方法について	
意見	<p>避難行動要支援対象者が、情報提供に同意し、「青森市避難行動要支援者同意確認書兼個別計画(以下、「個別計画書」という。)」を市へ提出する場合には、避難支援等関係者へ名前や住所などの個人情報を提供することになり、情報の提供にあたっては、避難行動要支援対象者自身がどのような状態で、避難の際にどのような支援が必要かなど、個別計画書に記入する必要がある。さらに、書面には避難情報等の伝達者(兼)避難支援者(以下、「避難支援者」という。)を記入する箇所がある(記載は任意)。</p> <p>この避難支援者とは、避難行動要支援者に対する、日頃からの見守りのほか、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、一緒に避難するなどの支援を行う者をいう。そして、あくまでも善意と助け合いの精神によって支援を行うものであり、支援ができない場合であっても、責任を負うものではない、という位置づけである。なお、避難支援者は避難支援活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ等をした場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われるケースがあるので、原則としてボランティア保険に加入することとなる。</p> <p>個別計画書の記載要領には、避難支援者を記入する場合には、避難支援者本人の同意を得ることとの記載があるが、避難支援者の自署や押印までは求めておらず、市は本人が了承しているかどうかを直接確認していない。本人確認を行っていないので、本人が知らない状態で避難支援者として登録され、かつ、ボランティア保険に加入している状況が発生する場合があります。このようなケースでは、有事の際に混乱を招く恐れもあるほか、そもそもの保険加入が無駄となってしまう。</p> <p>上記のような状況を避けるためにも、例えば、個別計画書の記載欄に避難支援者の自署を求める方法やボランティア保険加入時に同意を求める等の工夫が必要である。</p>	
掲載ページ	211	
対応	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>これまで、「避難行動要支援者避難支援制度のご案内」の記入要領で、「避難支援者となるかたには、必ず同意を得てください」と記載し、自署までは求めていないものの避難支援者となるかたには必ず同意を得ることを条件としており、避難支援者に登録することで、ボランティア保険に加入する場合があることについての説明を行ってきました。</p>	
	今後の改善予定等	
	<p>避難支援者となるかたに必ず同意を得ることを条件としており、現行の申請に加え新たに自署または押印を求めることについては、事務手続の効率化の観点から考えていないものの、避難支援者を登録する際には、避難行動要支援対象者等が、避難支援者にボランティア保険に加入する場合があることを説明したうえで登録するよう、「避難行動要支援者避難支援制度のご案内」の記載について見直すこととしました。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見1
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	私立保育所等運営事業		
	事務のマニュアル化の推進について		
意見	<p>施設型給付等の支給に係る業務フローは、月次にて対象施設が自ら給付費を算定し、市へ請求、市が内容を検証・確認後に給付がなされる。市が行う施設型給付等の検証・確認事務は、複雑かつ例外事項が多く含まれる「基本額」「各種加算等」の検証等が含まれており、注意すべきチェックポイントが多数あり、各種の関係通達、Q&A、法令等を網羅的に把握し実務に落とし込む必要があることや、頻繁に制度変更があることから、非常に専門性が高い業務領域であるといえる。</p> <p>一方で、国等から提示される統一的な基準・要綱等はなく、市の統一的なマニュアルも現状は存在していない。制度開始5年目を経て、施設から市に提示される請求書フォーマット(エクセル)の改良・工夫による誤謬の低減化等のノウハウの蓄積により、有効かつ効率的な事務が固まりつつある状況にあるものの、属人的な担当者の経験・専門知識に依存している状況が見て取れ、人事異動があった場合に実務をミスなく行うための新たな担当者の負担は相当なものだと感じる。</p>		
掲載ページ	今後、チェック項目の明確化、判断を伴う事項の整理、制度改定に伴う請求書フォーマット(エクセル)の改定手順等の明文化を含め、施設型給付費等支給事務全般の高度なマニュアル化推進が求められる。		
41			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>保育所等においても、この請求事務が負担となっていることから、これまで、請求書様式(エクセル)の改良等により、可能な限りの事務の標準化及び省力化を図ってきたところです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年3月に、保育所や幼稚園、認定こども園などの施設種別ごとに各種加算要件等をまとめた請求書の解説資料を作成しました。引き続き、事務の標準化及び効率化に取り組んでいきます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見2
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	私立保育所等運営事業		
	施設における防災備品調達の経済性確保について		
意見	<p>施設型給付等の加算項目として、施設機能強化推進費加算(災害対策に必要な備品の購入費を16万円まで補助する加算)がある。令和元年度において、多くの施設が当加算項目を利用し防災備品(投光器、テント、発電機等)の調達を行っている。監査を実施したところ、防災用テントを定価155千円で購入しているが、同備品がインターネット通販にて89千円で販売されている等の本来は低価格で購入できるにも関わらず定価で購入している調達事例が3事例存在した。</p> <p>財源が市からの給付である以上、可能な限り経済的かつ効率的な給付費の活用が望まれるし、施設にとっても安価な調達を行った場合に、限度額の16万円まで他の備品を購入できる等のメリットが認められる。現状、市は施設に対して見積合わせを要求すること等は実施せず、その契約方法を各施設の経理規程に委ねている。確かに、施設型給付等の規定において、見積合わせ実施等にかかる要求はないため規則違反には該当はしない。また、市の財務規則同様に一定の支出(財務規則に併せ10万円以上等)に見積合わせを求めてしまうと、対象施設が相当数あることから、施設および市の事務コストが過度に膨らんでしまうことも想定される。</p> <p>一方で、現に不経済とも捉えかねられない調達事例が見られたことは事実であり、今後は、施設に対して、経済的な調達活動を実施する旨の文書及び口頭での注意喚起を行うこと等により、可能な限り経済性を確保した施設型給付費の利用推進が望まれる。</p>		
掲載ページ	42		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>保育所等における物品調達は、各施設を運営する団体(社会福祉法人、学校法人など)の経理規程に基づき契約等が行われており、施設型給付費等として支給される費用の執行についても、各団体の経理規程によることとなるため、本事案のような不経済な物品購入についても指導等は行っていないところです。</p>		
今後の改善予定等			<p>不適切な契約等ではないため指導等は行っていませんでしたが、経済的な調達活動を行うよう文書での注意喚起を図ることとしております。</p>

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見3
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	保育料等徴収事務		
	資産調査の拡大について		
意見	<p>資産調査では、給与、預金、保険、年金、不動産の状況について調査を行う。令和元年度においても令和元年11月に預金調査、令和2年3月に生命保険等の調査が行われている。預金調査については、滞納繰越分の未納がある419名、現年度の未納が2か月以上ある31名を対象に、青森県に本店を置く、2地銀、1信金、1信組及び郵貯銀行の計5金融機関に対し調査を行った。また、生命保険等については、令和元年中に催告書を送付した者のうち、催告後に納付又は分納誓約に至っていない92名を対象に、生命保険相互会社等21社に対し調査が行われている。ここで、預金調査を5金融機関と限定したことについて市は、市民の主な取引銀行はこの5行であり、この5行を優先して預金照会を行っており、その調査結果を元に必要に応じ照会先を広げる方針であるとのことである。</p> <p>ここで、(株)NTTデータ経営研究所が令和元年10月24日に公表した「金融サービスの利用動向調査」によれば、東北地方において保有している全ての口座の状況(調査対象者のうち何%の人が各銀行の口座を持っているか)及び東北地方における最もよく利用する及び2番目によく利用する金融機関の業態の調査結果においても、郵貯銀行、地銀等、ネットバンクの利用度が高いことがわかる。ネットバンクの利用者は一般に若年層に多くいるものと思われる。即ち保育所を利用する年代はネットバンクを利用している可能性は高い。また、この調査では最もよく利用する金融機関の預貯金残高が多いことも報告されており、信用金庫、信用組合よりネットバンクの預金額が多いことが想定される。預金調査の最初の調査先として、市は先に記載した5金融機関を主な取引銀行とし対象にしているが、ネットバンクも含めてもよいのではないだろうか。検討すべきものと思われる。</p>		
掲載ページ	45		
対応	対応方針	個別改善検討	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>預金調査については、市民の主な取引銀行である5行を優先して預金照会を行い、その調査結果を元に必要に応じ照会先を広げいくこととしています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>最初の調査先としてネットバンクも含めることについては、市税徴収部門での実施状況を参考にしながら検討します。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見4
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	保育料等徴収事務		
	滞納繰越額の縮減に向けたさらなる努力について		
意見	<p>令和元年度の保育料の収入実績は、平成30年度に比べ滞納繰越分の収納率は減ったものの現年度分の収納率は上回り、収入未済額も減少している。</p> <p>最近5年間としては、滞納繰越分についても、現年度分についても収納率は向上傾向にあるといえる。不納欠損額が減少傾向にある理由は、納入義務者に対する負担の公平性を確保するため分割納付による自主納付を基本とした滞納処分を実施しつつも、資産調査をしたうえで差押可能な財産が存在しない債務者に対し執行停止処分を行うなど債権の適正管理に努めてきた結果、滞納繰越額が減少傾向にある影響である。</p> <p>市は保育料を含む債権について「青森市債権管理マニュアル」を整備し、適正な債権管理の推進、催告の強化、強制徴収の徹底・行政サービスの制限、納付機会の拡大・特別徴収の徹底、PRの推進・納付相談の充実、青森県等との連携・外部委託の推進という6項目の収納対策を基に、収納率の向上及び滞納繰越額の縮減に努めている。国の施策により令和元年10月から保育料の無償化が始まっており、保育料の収入未済額の新規発生は減っていくことになると思われるが、今後も収納対策を着実に進め、さらなる収納率の向上及び滞納繰越額の縮減を図ることが望まれる。</p>		
掲載ページ	46		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、分割納付など自主納付を基本とし、債権管理事務スキームに則った電話や文書による催告、悪質な滞納者に対する臨戸訪問による納付勧奨を行っており、それでも納付に至らない場合は、滞納者の財産調査をしたうえで、差押処分や執行停止処分を行い、適正な債権管理に努めているところです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>保育料の滞納者は市税も滞納しているケースがあるため、引き続き、市税徴収部門と連携を図り、適正な債権管理に努めます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見5
担当課	福祉部子育て支援課	
項目	事業の経済性、効率性、有効性について 児童福祉施設整備費補助金交付事務 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について	
意見	<p>令和元年度に事業が終了した4施設(補助金交付先は全て社会福祉法人である。)に関して、監査実施時点(令和2年10月時点)において交付先から市に対して消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(以下、「報告書」という。)は提出されていない。報告書の提出期限は事業完了の翌々年度である令和3年6月30日ということになるが、社会福祉法人の会計年度は社会福祉法により4月1日から翌3月31日までと定められているから、消費税等の申告は令和2年5月末までに行われているはずである。即ち報告書の提出は可能である。また、国交付要綱により仕入控除税額が0円の場合であっても提出することが求められており、提出期限にはまだ期間はあるが、国交付要綱には「速やかに」提出することが求められている。市は補助金交付先について報告書の早期の提出を促すべきである。</p> <p>ここで、社会福祉法人は消費税等の免税業者になっている場合が多いと思われるが、保育所等の収入が全て非課税、不課税になるのではない。利用者等外給食収入(職員等から徴収する食事代金等)、場所を貸した賃料、講習料(習い事教室等)等、土地以外の固定資産の売却収入等は課税売上になる。仕入控除税額が0円の場合であっても報告書の添付書類により、0円となる理由を明らかにするよう求める必要がある。</p>	
掲載ページ	また、国交付要綱で市に提出することが求められているのであるから、市交付要綱でも同様の規定にすべきではないか。検討が必要と思われる。	
55		
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>市では、これまで、社会福祉法人又は学校法人等の非課税団体に対してのみ当該補助金を交付してきたことから、市の交付要綱において当該報告書の提出を求めていなかったものです。</p>	
	<p>今後の改善予定等</p> <p>株式会社等の消費税の課税業者も補助対象としている国交付要綱と、社会福祉法人等の非課税団体のみを補助対象としている市交付要綱の違いはあるものの、社会福祉法人等でも課税売上となる場合もあることから、令和3年度から、市交付要綱において報告書の提出を求めることとしました。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見6
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	放課後児童対策事業		
	利用者が乏しい開設日の運営について		
意見	<p>放課後児童会の利用実績について、土曜日の1日平均利用者数が1人未満の児童会が確認された。地域の児童数の減少や児童会の立地などの外的な要因によるところもあると考えるが、市としては土曜日の利用者が極端に少ない放課後児童会であっても、利用者のニーズ確保のため、1人でも利用者がある場合は開設しなければならない状況にある。放課後児童会は条例等に基づき、専任の放課後児童支援員を配置し、定められた開設時間及び開設日で全ての放課後児童会において一律に運営されている。しかし、限られた財源の中で専任の放課後児童支援員の人件費も必要となるため、住民ニーズが低下している放課後児童会に関しては、弾力的な運営を行うべきである。具体的には、事前予約制の導入や近隣の幼稚園等への業務委託などを住民ニーズが乏しい曜日に取り入れるなど、柔軟な対応を検討されたい。</p>		
掲載ページ	62		
対応	対応方針	個別改善検討	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>土曜日に放課後児童会を利用する場合には、前日までに放課後児童会に連絡することになっているため、事前に利用者数を把握しているものの、保護者の都合により、当日急遽利用が必要となった場合等に対応するため、利用予定者がいない場合においても、放課後児童会を開設しているものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>利用者が少ない土曜日の放課後児童会の運営方法について、利用者のニーズや利便性、近隣幼稚園等の関係団体の意向等を考慮したうえで、検討することとします。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見7
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	契約行為について		
	放課後児童対策事業		
	図書購入業者の選定方法について		
意見	<p>放課後児童会に配置する図書・書籍に関して、継続して同じ業者から調達していることが確認された。市財務規則第124条において、見積書自体の徴取は求められていないため、特定の業者から調達する随意契約理由書の作成は不要とされている。</p> <p>書籍のように原則として価格があらかじめ定められ、業者側に価格を決定する余地がない場合は複数の業者から見積書を徴取しても、調達価格は一定であるため、随意契約を行うことは妥当と考える。ただし、継続して同じ業者から調達することについては課内で理由を整理すべきである。書籍の購入によって業者側に利益が発生している以上、業者との癒着やキックバックなど、不正の温床となりかねず、適切に購入事務が行われていることを明確化するため、継続して同じ業者から書籍を調達することについて整理することを検討されたい。</p>		
掲載ページ	63		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>放課後児童会に配置する図書・書籍の購入については、年に一度、所管課において各放課後児童会が購入を希望する図書・書籍を取りまとめのうえ、本市入札参加資格を有し、図書・書籍を取り扱う市内業者のうち2者に対し各放課後児童会への納品を依頼しており、業者選定については、これまでの履行実績に基づき継続的に同一の2者を選定していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度から、放課後児童会に配置する図書・書籍の購入については、本市入札参加資格を有する市内業者に対して当該業務の履行の可否や受注希望の有無を確認し、特定の業者に発注が偏らないように選定を行うこととしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項1
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	児童館管理運営事業、児童館児童活動事業		
	指定管理者に対するモニタリング評価項目について		
指摘事項	<p>市では、児童館の指定管理者に対して、年度中に2回モニタリングを実施しているが、青森地区と浪岡地区で評価項目が相違していた。</p> <p>青森地区の児童館においては「積極的に地域や関係団体と連携を図っているか」「事業が計画どおり実施されているか」という観点からモニタリングを実施しておらず、浪岡地区の児童館においては「サービス向上に努めているか」という観点からモニタリングを行っていない。指定管理者制度を活用して運営している児童館において、同一市内であるにもかかわらず地区によって異なる視点で評価が行われることは明らかに不適切である。また、それぞれの地区における未検討の評価項目についてモニタリングにて検証することは、より一層効果的な事業実施を可能とするだろう。相違している評価項目は指定管理者を評価するためには必要な視点であるため、両者を統合し、同じ評価項目となるように早急に見直しを検討すべきである。</p>		
掲載ページ	68		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>モニタリング評価項目は、指定管理者選定時の選定基準を参考として施設所管課が設定しておりますが、青森地区と浪岡地区では施設所管課が異なっており、評価項目をそれぞれの課において設定していたため、異なる部分があったものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年7月に実施する令和3年度第1回モニタリング評価から、青森地区と浪岡地区の評価項目を統一のものとし、それぞれの施設所管課において同一内容でのモニタリングを実施しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項2
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	児童館管理運営事業、児童館児童活動事業		
	指定管理者からの業務実績報告に対する検査体制について		
指摘事項	<p>市では、毎年度末に業務実績の報告の一環で、指定管理者から児童館管理運営業務収支決算書が提出され、関連資料を含めて検査を実施している。指定管理者から提出される関連資料としては、人件費以外の事業費及び精算項目(燃料費・光熱水費・維持修繕費)に係る費目の内訳が提出され、その内容の確認を行っている。</p> <p>検査を行う目的としては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために行われるものであり、指定管理者の活動の結果である業務収支決算書とその内容については、すべての内容に関して、支出内容の適切性、妥当性を確認する必要がある。現状においては、予算額と決算額を比較した収支決算書で費目ごとの合計額の比較分析、及び一部の事業費(燃料費・光熱水費・維持修繕費)に係る内訳資料を確認するだけにとどまり、すべての事業費に関する支出取引に係る内訳資料の提出を受けておらず(人件費や委託料等が除かれている)、会計データに基づく網羅的な支出取引の検証が行われていない。また、支出取引内容に関して、疎明資料との照合も行われていないため、法令が求める検査の有効性は必ずしも確保されているとは言えない。</p> <p>以上より、指定管理料に関する検査については、業務収支決算書及び現状提出されている関連資料に加えて、総勘定元帳のようなすべての取引内容が確認できる資料を提出され、それに基づき、市の職員は支出の裏付けとなる証憑と突合を実施すべきである。</p>		
掲載ページ	69		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで、人件費以外の事業費及び精算項目(燃料費・光熱水費・維持修繕費)に係る費目の内訳資料のみ提出を受け、確認、検証を行っており、全ての事業費に関する内訳資料の提出を受けておらず、支出取引内容に関しての照合も行っていませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年度の指定管理業務事業実績報告の確認及び検証から、人件費等を含む経費全体の収支状況に関する資料と支出取引内容とを照合のうえ、指定管理料の執行状況の確認を行うこととしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見8
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	病児一時保育事業		
	実績報告書提出時の書類について		
意見	<p>事業完了時に委託先から提出される実績報告書について、提出状況を確認したところ、実績報告書とその添付書類として事業実績調書(年間の病児一時保育利用者を月毎に集計したもの)、収支計算書を提出している施設もあれば、実績報告書の提出はなく決算書のみを提出している施設もあるなど、提出書類が統一されていなかった。実績報告書を市に提出し、市の検査を受けなければならない旨が委託契約書に明記されているものの、実績報告書の様式や、添付書類については明記されていない。実績報告書の効率的な審査や、委託先の成果物の明確化の観点からも、病児一時保育事業実施要綱や委託契約書に、実績報告書の様式を定めること、実績報告書の添付書類を明記することが必要であろう。</p>		
掲載ページ	72		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>毎月、事業者に対して利用者数等の報告を求めているため、年間の実績についても月次報告の集計により把握できることから、実績報告の際には収支決算書の提出は必須としていたものの、年間実績をまとめた書類等は任意提出という取扱いをしてきました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>事業の実績を適切に把握するため、令和2年度の実績報告から、報告書の様式及び添付書類を統一しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見9
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	契約行為について		
	病児一時保育事業		
	委託料の積算について		
意見	<p>市で委託料の積算を行なっているが、保育・給食材料費について、どの施設も1日平均3名の利用者を前提に積算をしている。年間の開設日数を290日とした場合、1施設あたり年間で870人の利用が前提となっているが、年間の利用者はどの施設も870人には遠く及ばない状況であった。委託料の総額のうち、その多くが人件費であり、国の交付金の補助要件にも関わってくるため、人の配置は欠かせない。その一方で、積算時に想定している保育・給食材料費(1,307千円)について、委託料総額(38,749千円)に占める割合は3.3パーセントとわずかなものではあるが、過去4年の延べ利用者はいずれの年も4施設合計であっても1,000人を下回っている。このことは、保育・給食材料費の積算額が過大であることを示唆する。委託料の積算にあたっては、病児一時保育の利用者に応じて支出が増減する費目については、過去の利用実績の趨勢を加味して積算を行うべきである。</p>		
掲載ページ	73		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	委託料の積算について、一日当たりの利用定員数が同じ場合は、同一の積算方法としていました。		
今後の改善予定等			
令和3年度の契約から、利用実績を反映した個別の積算方法に改めました。			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項3
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	障がい児保育事業		
	事業変更申請書の提出について		
指摘事項	<p>障がい児保育円滑化事業において、A施設の補助金交付申請書に添付される事業計画書と、実績報告書に添付される事業実績効果報告書のそれぞれに記載される事業に要する経費の合計金額について、事業実績効果報告書に記載されている金額は事業計画書に記載されている金額の約2.6倍となっていた。</p> <p>両者の経費の合計金額が大きく異なっていた要因として、事業計画書に記載されていない物品の購入が多数行われていたためである。事業を実施する上で購入する物品の細かい部分での変更はあるかもしれないが、今回のように、実際の購入金額が当初予定していた購入金額の倍以上の金額であり、しかも、事業計画書に記載されていない物品の購入が多数ある状況においては、事業内容が変更されているものと言わざるを得ない。事業内容が変更される場合は、青森市補助金等の交付に関する規則においても、事業変更申請書を提出する旨が定められており、今回の場合においても、市は補助先に事業変更申請書を提出するように指導すべきである。</p>		
掲載ページ	75		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>障がい児保育円滑化事業を含む特別保育事業は、利用者数に応じて補助金額が変わる制度であることから、変更申請については、交付決定額を上回ることが見込まれる場合や事業内容に変更がある場合に提出を求めることとしていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>施設に対し、事業内容を変更するなど事業変更申請が必要な場合の手続の徹底を指導するとともに、令和2年度の実績報告分から、補助金額の確定の際の集計表に変更申請の確認欄を設け、手続き漏れを防止するよう改善しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見10
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	障がい児保育事業		
	特別児童扶養手当等の支給対象児の確認について		
意見	<p>障がい児保育事業の対象児童の要件として、特別児童扶養手当の支給対象児であることが特別保育事業実施要領に定められている。施設が提出する障がい児保育事業申請書に添付される書類を閲覧したところ、特別児童扶養手当証書の写しが提出されているが、その写しは申請書提出時において有効期限が切れたものがあった。有効期限が切れている場合は、所管課において特別児童扶養手当の受給状況を確認できる福祉総合システムの照会画面により特別児童扶養手当等の支給対象児であることを確認するが、その確認した事実について、関連書類にメモ等の記載はなかった。有効期限が切れた特別児童扶養手当証書の写しでは、特別児童扶養手当等の支給対象児であるか否かは確認することはできず、一義的には、施設に有効期限内の特別児童扶養手当証書の写しを改めて提出させるべきであろう。代替的に福祉総合システムの照会画面の確認により特別児童扶養手当の支給対象児であることの確認を済ませるのであれば、その照会画面の画面ハードコピーを関連書類と一緒に保存する、若しくは、照会画面により確認したことをメモ書きするといった対応が必要であろう。</p>		
掲載ページ	76		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>障がい児保育事業の対象児童は、特別児童扶養手当の支給対象児童としていますが、施設が提出する書類で有効期間切れのものがあった場合、施設が保護者からの再提出を受ける必要があることから、事務負担の軽減のため、市が保有する情報で確認が取れる場合は、再提出を不要としておりました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度から、一義的には書類の再提出を求め、代替的に市が保有する情報で確認した場合は、その証跡を残すように改善しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項4
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	ふれあい保育事業		
	実績報告書の審査について		
指摘事項	<p>補助金額を確定するにあたり、補助金交付先から実績報告書が提出される。B施設の実績報告書を閲覧したところ、延べ対象人数は34人にもかかわらず、実績報告書の延べ対象人数の合計欄には35人と記載され、誤った内容で市に実績報告書が提出されていた。市は実績報告書を審査したが、延べ対象人数を35人として補助金額の確定を行っていた。その結果、延べ対象人数を1人多くカウントして補助金額の確定を行ったため、1人×48,000円＝48,000円の補助金を過大交付していることになる。補助金を過大交付した事実について、市としては補助金の返還を求める必要がある。また、対象児童Eは年度途中で追加で対象児童として承認されたものであり、対象児童Eの対象期間に注意を払って実績報告書の審査を行っていたら、過大交付を防ぐことができたかもしれない。年度途中で追加で対象児童が承認されているような場合は、通常の事案以上に注意を払って審査を行う必要がある。</p>		
掲載ページ	78		
対応	対応方針	是正 【改善済】	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本事案は、実績報告書の確認の際に、対象人数の集計誤りを見逃し、結果として過大交付となったものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年度の実績報告分から、複数人で検算チェックを行い、集計誤りを防止することとしました。なお、過大交付となった補助金については返還を求めることとしております。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項5
担当課	福祉部子育て支援課	
項目	事務執行上の誤りについて 保育所等地域活動事業 補助金に係る実績報告書の審査について	
指摘事項	<p>補助先から提出される実績報告書を閲覧したところ、実績報告書に添付される事業実績効果報告書に記載される補助対象経費について、内訳として材料費、飲料費、消耗品費等で千円未満が全てゼロで丸まった金額で記載されているものが多数見られた。これらの補助対象経費は特に千円単位の支出が多いというわけではないと想定されるに関わらず、多数の補助先で千円未満が丸い決算額であることには違和感がある。この点について、所管課の担当者に補助対象経費に関して領収書等の確認を行っているか確認したところ、領収書等の確認は行っていないとの回答であった。補助金の金額が少額である一方で補助金交付対象は60施設以上もあり、全ての施設について領収書等の確認を行うことは人的リソースを考えれば困難と推測される。しかし、領収書等の確認を一切行わなければ、補助対象経費に該当しない経費が補助対象経費に紛れ込み、その結果、補助金を過大に交付する可能性は残るであろう。物理的な作業量と人的リソースを勘案しつつ、補助金の過大交付の可能性を低減するためにも、毎年ある一定量の領収書等の確認を行い、補助先に対して領収書等の確認を行うという姿勢を示す必要がある。</p>	
掲載ページ	81	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>保育所等地域活動事業は、保育所等の通常の活動と一体的に行われるため、多くの施設では、本事業の対象経費を通常活動の経費と按分して算出し、千円単位での端数処理を行っていることから、実績報告書の審査に当たっては、写真やチラシ等により事業の実施状況は確認していたものの、領収書等の提出を求めていなかったものです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年度の実績報告分から、按分する場合はその算出根拠資料の提出を求めるとともに、一定金額以上の支出(一件当たり5千円以上)については領収書等の写しの提出を求めるとしました。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項6
担当課	福祉部子育て支援課	保健部あおもり親子はぐくみプラザ	
項目	契約行為について		
	地域子育て支援センター事業		
	委託料の積算方法について		
指摘事項	<p>本事業は、平成26年度の包括外部監査報告書において監査対象となっていた。それによると、委託金額の決定について、当時の青森市は国の交付金算定の基準点数表を参考に計算されていたため、委託料の積算方法について指摘されている。</p> <p>これに市は、「平成27年度から、委託料について人件費等の事業費を基に積算するよう改善」とし対応しているが、今回、担当課による積算資料を確認したところ、平成29年度は確認できたが、平成30年度及び令和元年度についての積算資料を確認することはできなかった。市の対応は、不完全である。</p>		
掲載ページ	83		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託料の積算方法については、平成27年度からは人件費等の事業費を基に積算するよう改善しましたが、平成30年度及び平成31年度については、積算資料が保存されておらず、確認できませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
令和3年度から、委託料の積算資料について、確認できるよう保存しております。			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項7
担当課	福祉部子育て支援課	保健部あおもり親子はぐくみプラザ
項目	契約行為について 地域子育て支援センター事業 委託料の見積書徴取等について	
指摘事項	<p>本事業については、委託料金額の積算方法に関しての指摘事項だけではなく、委託料の見積徴取等についても平成26年度監査人は意見を述べており、市もこれに対応している。</p> <p>令和元年度においては、すべての委託先から見積書を入手していることが確認できた。しかしながら、見積の総額が記載されている1枚だけの見積書であり、何らの明細も記載されていないものであった。従って、これだけでは「実態に見合う金額」と言い切れない。また、6者とも見積金額は8,491千円で同額であり、この金額は国から通知されている子ども・子育て支援交付金と同額であったことから「実態に見合う金額」と言い切れない。</p> <p>当時の包括外部監査人の意図は、仮に交付金対象事業であったとしても施設ごとに利用者数も異なるのでコスト構造も異なることが予想されるため、施設一律の委託料にこだわることなく、施設ごとの実情を反映させた委託料こそが公平な市民サービスを提供できるのではないか、そのためにも施設ごとに見積明細を入手し、実際に見合う委託料を検討すべきである、ということにある。</p> <p>当時の包括外部監査人の意見に真摯に対応するのであれば、その見積額が実態に見合うものかどうかを市として検証するために、少なくとも各委託予定先から人件費や諸経費の見積明細を入手し、部署内で検討した資料があつて然るべきであるが、その形跡は確認できなかった。</p> <p>見積明細がない見積額をもって「実態に見合う金額」で契約しているとする市の姿勢は、包括外部監査人の意見を正しく取り取っていないものであり、これが市民サービスの低下につながる可能性があることを十分に認識しなければならない。それぞれの委託先から見積明細が記載された見積書を徴取し、実際に見合う委託料を検討すべきである。</p>	
掲載ページ	84	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 平成27年度から、見積書を徴取するように改善しましたが、総額での見積を徴取していました。	
	今後の改善予定等 令和3年度から、明細を記載した見積書を徴取することとしました。	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項8
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業		
	借主、連帯借主、連帯保証人が死亡した場合の相続調査について		
指摘事項	<p>担当課は、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の相続人を特定するための戸籍調査等をほとんど実施していない。金銭債務は、相続により当然に各相続人に法定相続分で承継され、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の戸籍調査等によって相続人を特定し、これらの者に対し、金銭債務を負担していることを通知し支払を請求することは、貸付金の回収の観点から重要である。</p> <p>借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の相続人を特定するための戸籍調査等を実施し、相続人に対して支払を請求されたい。</p>		
掲載ページ	91		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、その死亡者が主償還者である際には、主償還者を関係者（借主、連帯借主又は連帯保証人）のいずれかに変更してもらうことにより、継続的な償還を促進しています。</p> <p>また、貸付金の償還が長期にわたる間に、借主、連帯借主又は連帯保証人の高齢化などによって、その状況が変化することは当然にして想定されるため、これらの関係者に対して、貸付審査時に、状況変化に応じた変更届の必要性などについて説明はしていますが、これまで、計画的な状況確認は行っていませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後は、全債務者を対象とする償還金残高のお知らせ送付の機会を捉え、関係者の状況が変化した場合の手続について改めて注意喚起を促すとともに、償還の相談等のため来庁した債務者との対応時にも状況変化の有無を確認するなど、適正な債務者管理に努めます。</p> <p>また、債務者全員が死亡や破産、行方不明などにより、償還金の請求が困難な際には、必要に応じて相続人を調査し、債権回収に努めます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見11
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業		
	就学支度資金の支給範囲について		
意見	<p>母子就学支度資金貸付及び母子修学資金貸付において以下のような事例があった。</p> <p>① 貸付資金の種類:母子就学支度資金 貸付金額420千円 平成30年12月28日 母子父子寡婦福祉資金貸付申請 平成31年2月22日 母子父子寡婦福祉資金貸付決定 平成31年3月 貸付実行</p> <p>② 貸付資金の種類:母子修学資金 貸付金額1,890千円 平成30年12月28日 母子父子寡婦福祉資金貸付申請 平成31年4月23日 母子父子寡婦福祉資金貸付決定 平成31年4月 貸付実行</p> <p>上記案件は、借主、連帯借主及び連帯保証人も同一であり、連帯借主である児童が高校入学に際しての貸付案件であるため、①の執行は平成30年度であるが、必要と認め監査対象とした。</p> <p>ここで問題となるのは①の母子就学支度資金貸付の内容である。支度資金の貸付にあたっては経費申告書を審査の上、貸付額の適否を判断しなければならない(青森市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領より)が、経費申告書の内容の1項目に「バスケットシューズ 220,320円」という記載があった。この内容について質問したところ、「就学予定の児童は、バスケットボール部でのスポーツ推薦予定であり、そのバスケットシューズは1足当り18,360円(消費税込み)で3年間分12足(18,360円×12足=220,320円)を見積もったものである。」との回答を得た。</p> <p>就学支度資金とは、就学するために必要な被服等の購入に必要な資金である。スポーツ推薦予定であるので、部活動に必要な道具も就学に必要な被服に該当すると思われるが、3年間分ともなると、就学時ではなく、その後の購入に使用されるため、貸出時期と金銭の使用にタイムラグが生じ、必ずしも紐付きではない消費が行われる可能性がある。また、仮に学校を中退した場合等は、不必要な資金を貸し付けたことになる。就学支度資金は、あくまでも就学時に必要な資金の貸付であるので、その後に必要な資金については修学資金で対応すべきである。</p>		
掲載ページ	92		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>就学支度資金の内容として、国においては、「就学、修業するに際して直接に必要なとする被服、履物等の購入費等に要する費用」とされており、具体的な取扱いについては、公平な取扱いとなるよう自治体において判断することとされております。</p> <p>これを受け、これまで、被服や履物に類するものについては、在学中の買替えの有無や頻度は問わずに就学支度資金の対象経費としていたところ です。</p>		
今後の改善予定等			
<p>被服や履物に類する物品については、使用者の使用・管理方法等により、買替えの有無や頻度が異なるものであることから、明確に仕分けすることが困難な場合も想定されますが、今後についても、物品の種類のみならず、購入時期や頻度についても資金の仕分けの際に考慮すべきかどうかについては、国の見解等をも踏まえ、取扱いを決定していきます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項9
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	すみれ寮管理運営事業		
	鍵の管理について		
指摘事項	<p>すみれ寮に往査し、青森市立すみれ寮管理運営業務仕様書に基づき、施設の鍵の管理について鍵管理簿の確認や質問を実施したところ、昼間在駐している用務員が施設内管理のため鍵を常時5つ所有しているが、当該鍵の貸し出しについて鍵管理簿に記載されておらず、漏れていた。</p> <p>指定管理者は、すみれ寮の施設管理者として安全管理に関する業務を行うため、鍵所持者の責任を明らかにする必要がある。すみれ寮は入所者である母子を外部からの侵入者を防ぐ目的もあり、また施設内部には10数世帯が入所しているという環境を鑑みると、特に厳格な管理が課せられるだろう。常に使用状況及び管理状況を把握するためにも適切に記載すべきである。</p>		
掲載ページ	95		
対応	対応方針	是正	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>施設管理業務のため、用務員が日常業務で使用する鍵をまとめて所持していたものの、鍵管理台帳へその持ち出し記録の記載を失念していたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後は、鍵の所在・責任を明らかにするために、指定管理者に対し管理台帳への記載を徹底するよう指示するとともに、市でも台帳を確認するなど、適正な管理に努めます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見12
担当課	福祉部子育て支援課	
項目	事業の経済性、効率性、有効性について 青森市子どもの権利擁護委員運営事業 擁護委員の出席方法に係る工夫について	
意見	<p>子どもの権利擁護委員の報酬は、青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年4月1日施行)に基づき、月額180,000円と定められている。</p> <p>子どもの権利擁護委員(以下、「擁護委員」という。)の職業はそれぞれ異なるため、日程調整が困難であることは十分理解できる。また、会議に欠席した際も資料に目を通し、次回以降に適切な対応ができるよう準備をしているということで会議時間外にも時間を要していることも理解できるが、3名の職務量を鑑みるとC氏に業務が偏っていると推察される。</p> <p>特に令和元年度の会議の出席状況を見る限り、各擁護委員の運営会議の出席率には相当程度の開きがあることがわかる。運営会議は、寄せられた相談等の問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討する会議であり、擁護委員はそれぞれの専門的見地から助言・指示を行うこととなるため、可能な限り擁護委員3者が運営会議に出席することが望まれている。令和2年度において、コロナウィルスへの対応としてオンライン会議システム「Zoom」を導入、運営会議で利用しているとのことであった。令和3年度以降、コロナウィルスが落ち着いた場合であっても、「Zoom」の利用を継続する等の工夫により、運営会議に擁護委員3者が出席しやすい状況を構築することが望まれる。</p>	
掲載ページ	99	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>運営会議は、毎週木曜日の15時から17時までの開催を基本としつつも、子どもの権利擁護委員の都合に合わせて、可能な限り全委員が出席できる日時に調整していますが、やむを得ず欠席する場合があります。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>今後も引き続き、オンライン会議システムの利用も含めた日程調整を行いながら、運営会議に出席しやすい環境を整えていきます。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見13
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	契約行為について		
	子どもの居場所づくり・学習応援事業		
意見	委託業者との随意契約について		
	<p>市は令和元年度の本事業について、委託先である特定非営利活動法人Aと、競争入札ではなく随意契約を締結している。</p> <p>確かに、本事業は、単に勉強を教えるだけでなく、事業の目的を達成するために、子どもたちが学習も含めて自由に活動できる場所を提供し、様々な悩みを支援スタッフなどに相談できる場を提供するなど、一般の塾とは異なる面もある。しかしながら、平成28年度に公募を実施していることを鑑みると、当該事業は特殊なあるいは独自の技術、機器、設備等を特に必要とせず、受託仕様書に従った必要な要件を備えていれば十分目的を達成することができるかと市が判断していたからである。事業開始から5年経過していることを考慮すると、外部環境も大きく変化し、対象事業の目的を達成することができる民間団体も増えていることも考えられる。再度、公募等を行うなどして、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則とすべきである。</p>		
掲載ページ	102		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本事業は、一貫した支援を継続的に行うことにより子どもたち・保護者との間に信頼関係を築くことが必要不可欠であることから、これまでの経験実績等を踏まえつつ、事業開始以来、同法人と随意契約の方法により委託契約を締結していたものです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>本事業の目的を達成することができる民間団体が他に存在することも想定され、再度公募を行うことは事業目的達成のためには効果的であると考えられますが、本事業の目的や貧困世帯の支援という特殊性に鑑み、創造性、専門性、経験、活動内容、体制等について総合的に評価・審査を行うことが必要であることから、競争入札における価格競争の特性をも含めた公募型プロポーザル方式による随意契約の方法を検討します。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見14
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	契約行為について		
	ファミリー・サポート・センター事業		
	委託料の適正性について		
意見	<p>当事業は平成21年度から継続事業として行われており、事業開始当初から県保育連合会に業務委託している。1者随意契約であり、見積書の徴取も県保育連合会のみからとなっている。事業開始から10年以上経過しており、直近5年間の委託料の推移を見ても、おおよそ6,000千円から6,500千円の範囲内にあり、大きな動きはない。ただし、事業開始当初から1者からしか見積書を入手していないため、この委託料の水準がそもそも高いのか、安いのかの判断もつかない。また、他の自治体では社会福祉協議会や特定非営利活動法人に委託しているケースもある。委託料の適正な水準を把握する、競争性の有無を確認する意味でも、当事業について公募を行うことについて検討の余地があるだろう。</p>		
掲載ページ	106		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本事業を業務委託している県保育連合会は、平成20年度まで、同様の会員制度である「青森県緊急サポートネットワーク事業 ほっとセンターあおもり」を国からの委託を受け実施していた団体であり、本事業が整理された平成21年度からも継続して事業を実施し、本事業を実施するノウハウをもつ唯一の者として、随意契約を締結していたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後は、本事業の実施可能な事業者の有無や委託料の参考見積書を徴する等の調査を行い、本事業の委託料の水準と競争性の有無を確認していきます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項10
担当課	福祉部子育て支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	産休等代替職員任用事業		
	産休等代替職員の在籍確認について		
指摘事項	<p>補助金交付申請の前に、保育所等の施設は産休等代替職員について、市から任用承認を得る必要がある。産休等代替職員は、産休等で休暇を要する職員(以下、この項で「産休等職員」という。)の代替として臨時的に雇用されるため、従来から継続して雇用されている職員を産休等代替職員として充てることはできない。産休等代替職員の任用承認申請書及びその添付書類、補助金交付の際に提出される実績報告書及びその添付書類を閲覧したところ、以下に記載した事実が認められた。</p> <p>ケース① 産休等職員の出産年月 平成31年3月 このケースは平成30年度、令和元年度と継続して補助金の交付対象となっていたため、平成30年度に提出された任用承認申請書に添付されていた労働条件通知書(雇用開始時に被雇用者に労働条件を通知したものを)を閲覧したところ、雇用期間の始期が平成30年4月と記載されていた。</p> <p>ケース② 産休等職員の出産年月 令和元年12月 実績報告書に添付される出勤簿を閲覧したところ、平成31年3月末時点の有給休暇が40日と記載されていた。</p> <p>ケース①については、産休等代替職員の雇用期間の始期から産休等職員の出産年月日までの期間が約1年あり、雇用開始時において、産休等代替職員として臨時的に雇用された者ではないと推測される。また、ケース②については、臨時で雇用される者に有給休暇が最初から40日付与されることは通常あり得ないので、平成31年3月以前から施設に雇用されていると推測される。この2つのケースについて、産休等代替職員の過去の勤務状況を職員調書(施設の職員の在籍状況がまとめられたもの。毎月施設において作成し、市に提出されるものである。)で確認したところ、ケース①については平成30年4月から、ケース②については平成29年4月から継続して勤務している職員であることが確認できた。以上から、この2つのケースの産休等代替職員は臨時的に雇用された職員ではないため、産休等代替職員に該当せず、補助金の交付対象にはならず、市は施設に541千円の補助金を過大に交付していたことになる。そのため、市は施設に補助金の返還を求める必要がある。また、今回のような補助金の過大交付を未然に防ぐためにも、任用承認申請の際には、市で所有している職員調書で、産休等代替職員予定者の過去の勤務状況を確認することが必要である。</p>		
掲載ページ	108		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本事業に係る補助申請の際には、代替職員の労働契約書の写しを提出させ、当該契約書の雇用期間の始期により、臨時的な任用であるかどうかを確認していたところです。</p> <p>また、実績報告の際には、代替職員の勤務状況を確認するため、出勤簿の写しの提出を求めています。欄外に記載された有給休暇の日数までは確認していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本事業における代替職員は、臨時的な任用であることを要件としているため、令和3年度から、補助申請の際の添付書類を見直し、臨時的な任用であることの確認を徹底することとしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項11
担当課	福祉部子育て支援課	保健部あおもり親子はぐくみプラザ	
項目	事務執行上の誤りについて		
	託児室運営事業		
	利用実績票の誤りについて		
指摘事項	<p>委託先は、毎日の託児の利用状況を年齢別、利用時間別に取りまとめた青森市駅前庁舎内託児業務利用実績票(以下、この項において「利用実績票」という。)を月毎に作成し、市に報告している。</p> <p>利用時間別の人数の記入漏れといった誤りや、利用実績票に記載されている曜日そのものの誤りがある場合、曜日ごとの託児利用者数、利用時間別の託児利用者数といった定量情報を誤って把握することにつながる。その結果、事業の見直しを行う際に、見直しの判断を誤る可能性が生じる。今回発見された誤りは目視で気付くレベルの誤りであり、所管課による利用実績票の検査が甘かったと言わざるを得ない。PDCAサイクルのCheckIにおける適切な判断のためにも、所管課の担当者は委託先が作成した利用実績票をより注意深く検査し、誤りを発見したら再提出させることにより、利用実績票に誤りがないようにすべきである。</p>		
掲載ページ	111		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託先において作成した利用実績票に、利用時間別の人数の記入漏れと曜日の誤りがありましたが、委託先及び当課のチェック体制が不十分でした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度から、委託先に対し毎月の利用実績票を複数名により確認を行ったうえで提出させることとし、当課においても、確認・検査を徹底します。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見15
担当課	福祉部子育て支援課	保健部あおもり親子はぐくみプラザ	
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	託児室運営事業		
	託児開設日、利用時間の検討について		
意見	<p>月毎の利用時間別の託児利用者数、月毎の土曜、日曜、祝日の託児利用者数について、令和元年度の託児開設日数は360日であるが、17:00～18:00の時間帯は月平均の託児利用者数が1人に満たない状況であり、4月、9月～1月、3月の同時帯の託児利用者数はゼロである。土曜、日曜、祝日の託児利用者数も低調である。</p> <p>令和元年度はゴールデンウィークが10連休であり、連休期間中を通して託児を開設していたが、ゴールデンウィークの連休中の託児利用者数はゼロであった。この事業の目的は、子どもを同伴して駅前庁舎に来庁する保護者等が安心して各種届出や申請等を行うことができる環境を提供することであるが、このような環境を整備するためには主として人件費のコストが生じ、一方でその財源となる税金も有限である。その生じるコストと財源、実際の利用者数の状況を見極めながら絶えず事業の実施の仕方を検討する必要がある。</p> <p>この事業が開始され令和元年度は3年度目であり、託児利用者数の定量情報も蓄積されてきていると思われる。この蓄積された情報に基づき、生じるコスト、財源、実際の利用状況を比較衡量しながら、託児開設日、利用時間等の検討を継続的に行う必要があるだろう。</p>		
掲載ページ	112		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>託児室の運営は、子どもを同伴し駅前庁舎に来庁した保護者等が安心して各種届出や申請等を行うことができるよう、市民課窓口の開設に合わせ、年末年始を除く土・日・祝日も開設していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年7月に市民課窓口の開設日が変更となったことを踏まえ、託児室についても令和3年4月から市民課窓口の開設日と合わせることとし、祝日は開設せず日曜日の開設については第2日曜日のみとしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項12
担当課	福祉部子育て支援課	
項目	事務執行上の誤りについて	
	子ども・子育て支援事業計画進行管理事務	
	「3号認定子ども」に係る教育・保育見込み量の算出誤りについて	
指摘事項	<p>市は令和元年度において、令和2年度を初期とする「青森市子ども・子育て支援事業計画(第二期計画)(以下、「第二期計画」という。)」の策定を行っている。第二期計画の策定においては、子ども・子育て支援ニーズのアンケート調査(以下、「ニーズ調査」という。)等の結果を基に、必要な教育・保育見込みを推計し、見込み量を充足するための事業計画を策定している。</p> <p>教育・保育見込み量の算出は、国が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(以下、「手引き」という。)」に従って将来の年齢別児童数を推計し、ニーズ調査の結果を反映し算出されることとなる。今般の監査において、教育・保育見込み量の算出過程をサンプリングにて検証したところ、「3号認定子ども(満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども)」の令和2年度における量の見込みを3,627人と算出しているが、正しくは3,613人であり14人過大に算出されていた。当該誤謬の発生要因は、市がエクセルで行う将来の児童人口推計において計算式で参照した数値を誤ったことや、手引きの誤解等の複数のケアレスミスに起因するものであった。</p> <p>この誤謬による計画に与える影響は極めて僅少であり(実質的に影響なし)、計画の再策定や修正等までは必要ないと評価できるものの、算出過程・算出結果に誤りがあったことは事実である。市は今一度、ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出過程を全般的に再検証することや、実効性のある検証体制を構築し、誤謬が適時に発見される体制を構築しなければならない。</p>	
掲載ページ	116	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>令和2年度0歳女子の推計人口の算出に際し、数式に1か所誤りがあり、「前年度の出生数×変化率」で計算すべきところが、「前前年度の出生数×変化率」となっていました。この結果、令和2年度の0歳女子の推計人口が34人多くなり、これに基づき算出したニーズ調査結果に基づく3号認定こどもの教育・保育の量の見込みが14人過大となったものです。</p>	
今後の改善予定等		資料を作成する際は、入力値や計算方法について複数人で確認するほか、印刷したもののチェックを複数人で行うこととしました。

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見16								
担当課	福祉部子育て支援課										
項目	事務執行上の誤りについて										
	子ども・子育て支援事業計画進行管理事務										
	第二期計画概要版の推計児童数の計算式の表示について										
意見	<p>市は、ホームページで公開している第二期計画概要版において教育・保育量の見込み算出において必要な「推計児童数 当年度のN歳人口」の算定式を、【計算式-現状記載】のとおりとして記載しているが、手引きに基づけば【計算式-監査人記載】として計算式を記載しなければならない。なお、市は、実際の計算においては正しい過程で算出しており結果には影響を与えないものの、読み手に誤解を与える恐れがあるため適切な記載が求められる。</p> <p>【計算式-現状記載】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">【基準人口】</td> <td style="text-align: center;">【変化率】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年3月31日時点の男女別N歳人口</td> <td style="text-align: center;"> $\frac{\text{当年3月31日時点の男女別(N+1)歳人口}}{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}$ </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(出所:第二期計画概要版)</p> <p>【計算式-監査人記載】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">【基準人口】</td> <td style="text-align: center;">【変化率】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口</td> <td style="text-align: center;"> $\frac{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}{\text{前々年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口}}$ </td> </tr> </table>			【基準人口】	【変化率】	前年3月31日時点の男女別N歳人口	$\frac{\text{当年3月31日時点の男女別(N+1)歳人口}}{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}$	【基準人口】	【変化率】	前年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口	$\frac{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}{\text{前々年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口}}$
【基準人口】	【変化率】										
前年3月31日時点の男女別N歳人口	$\frac{\text{当年3月31日時点の男女別(N+1)歳人口}}{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}$										
【基準人口】	【変化率】										
前年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口	$\frac{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}{\text{前々年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口}}$										
掲載ページ	117										
対応	対応方針	個別改善	【改善済】								
	指摘事項・意見についての経緯										
	<p>概要版の記載に当たっては、算出式中、「t年」、「t-1年」を読み替える際、「前年」、「前前年」とすべきであったが、資料作成の際、誤って「当年」、「前年」と読み替えてしまったことから適切な記載となっております。</p>										
今後の改善予定等											
<p>資料の作成に当たっては、出典資料の再確認も含め、複数名で対応することとしました。なお、本件については正誤表を作成し、読み手の誤解を防ぐこととしました。</p>											

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項25
担当課	福祉部介護保険課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	高齢者福祉専門分科会運営事務		
	第7期計画の成果指標の設定について		
指摘事項	<p>第7期計画における「施策番号1-1健康寿命の延伸」の成果指標として「がん検診受診率」を設定しているが、目標(成果指標)と実績の算出過程が異なるため、目標に対して実績が著しく低く算出されており、適切な事業評価を行えない状況にある。市が評価を実施した平成30年度のがん検診受診率の目標達成率は15%～35%程度と低い水準にあることがわかる。</p> <p>目標値は、厚生労働省の「がん対策推進基本計画」の国の目標値に基づき市が設定しているものである。がん対策推進基本計画において目標とする検診受診率は、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」の結果を基本とするものであり、回答者はサンプリングにより抽出されるため、職場や健康保険組合等の健康診断を受けた者もカウントされることとなる。また、質問自体も、肺がん検診であれば「肺がん検診:胸のレントゲン撮影や喀痰(かくたん)検査など」を受けたかという設問であり、何らかの機会に胸部レントゲン撮影を行っていれば、受診者に含まれることとなる。加えて、自己申告であるため実数より高い割合が算出されやすいとも考えられる。</p> <p>一方で、実績数値の算出過程は、市が実施するがん検診の対象者(基本的に職場等で検診機会のない者が対象)のうち、実際に受診した市民を市がカウントすることでその割合を算出している。東京都が実施した『平成30年度東京都がん予防・検診等実態調査 報告書』によると、がん検診を受けた無職等の者に対する正規雇用労働者の割合は、胃がん検診:1.72倍、大腸がん検診1.57倍、肺がん検診:1.80倍、乳がん検診:2.33倍、子宮頸がん検診:2.47倍と、職場で受診する機会が多い正規雇用者の受診率が極めて高いことがわかる。青森市にあてはめると、職場でがん検診を受ける機会のある者を含んだ数値である「目標値」の方が、職場で検診を受ける機会がある者を含まない「実績値」よりも理論上は著しく高い割合が算出されてしまうこととなり、両者を比較することでは正しい事業評価ができず適切なPDCAサイクルが回らないと考えられる。</p> <p>市としても同事実を認識しており、令和2年度より目標値及び実績値の算出方法について見直している旨をヒアリングしており、今後、事業効果を適切に測っていくことが必要である。</p>		
掲載ページ	216		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>第7期計画における成果指標としての「がん検診受診率」は、「元気都市あおもり健康づくり推進計画」の目標値を指標として設定しており、目標値と実績値を異なった方法で算出していました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年度において、目標値及び実績値の算出方法を見直し、適切な事業評価を行えるよう「青森市健康寿命延伸計画」で指標を改めました。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項26
担当課	福祉部介護保険課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	高齢者福祉専門分科会運営事務		
	「低栄養」リスク該当者割合に係る委託業者の集計誤りについて		
指摘事項	<p>令和元年度において第8期計画(令和3年度～令和5年度)策定のため、地域の抱える課題の特定等の把握を目的にアンケート調査である「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を委託により実施している。令和元年度の調査報告書を閲覧した結果、青森市住民の「低栄養」のリスク該当者割合が前回調査(平成28年度)の7.2%から、今回調査(令和元年度)では1.4%と著しく低下している事実が見て取れた。</p> <p>この理由を調査したところ、前回調査(平成28年度)を請け負った委託業者の集計結果に誤りがあり、市の検証においても気付かなかったことが原因とのことで、前回調査(平成28年度)時の「低栄養」のリスク該当者割合を再計算したところ、7.2%は誤りで、正しくは1.2%に留まるとのことであった。平成28年度調査における過大な低栄養割合の認識を受けて、対応のために予算を割いたといった事実はないとのことであるが、計画策定のための実態把握の段階で事実認識を誤ることは、PDCAサイクルに基づく事業実施の大きな弊害ともなりかねない。また、過年度データが誤っていると、データの推移分析の実施も不可能とするだろう。市は、前回調査(平成28年度)の報告書を委託先から受領した際の完了検査において当該事実気付くべきであった。また、今後は、集計結果の精度を高めるために、業務委託の仕様書を見直すなどの対応が必要である。</p>		
掲載ページ	217		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託業者から提出のあった報告書が正しいものであるという認識に基づき当該事務を執行してきましたが、委託業者による集計結果のダブルチェックが不十分でした。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>次回委託契約からは、集計結果の精度を高めるために、回収調査票のデータ入力、ベリファイ入力(1次入力者とは異なるオペレータによる検査入力)を必須とするなど、業務委託の仕様書を見直すことで、委託業者による集計結果のダブルチェックを徹底させます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項13
担当課	福祉部高齢者支援課	
項目	事務執行上の誤りについて 軽費老人ホーム事務費補助事務 退職給付引当資産の取扱いについて	
指摘事項	<p>青森市軽費老人ホーム運営事業補助金の補助対象経費は軽費老人ホーム補助金交付要綱に定められているが、このうち職員への退職給付に関しては、退職金と退職共済掛金が補助対象とされている。また、明示はされていないものの、退職給付引当資産への積立支出についても退職金に含めて補助対象経費とする運用とされており、軽費老人ホームAにおいては、退職給付支出3,629,989円と退職給付引当資産積立支出144,000円を合わせた3,773,989円が退職給付に係る補助対象経費とされている。</p> <p>一方、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにおいて軽費老人ホームAを運営する社会福祉法人甲の財務諸表等を閲覧したところ、退職給付制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度と社会福祉法人青森県社会福祉協議会の青森県民間社会福祉事業職員共済制度を採用している。このうち、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、職員の退職給付債務を加入団体に代わって独立行政法人福祉医療機構が負うものであり、職員が退職した際の退職金は独立行政法人福祉医療機構から直接職員に支給される。このため、加入団体の負担は拠出した共済掛金のみとなり、毎年の共済掛金相当額を補助対象経費とすることには合理性があるものと言える。</p> <p>しかし、社会福祉法人青森県社会福祉協議会の青森県民間社会福祉事業職員共済制度は加入団体の退職金支給原資の運用委託であり、加入団体が拠出した共済掛金は退職給付引当資産として積み立てられ(退職給付引当資産への積立支出)、職員が退職した際には、社会福祉法人青森県社会福祉協議会から加入団体に運用後の退会給付金が交付される(退職給付引当資産からの取崩収入)とともに、職員に対しては加入団体から退職金が支給される(退職給付支出)。なお、退会給付金の額が加入団体の拠出累計額を上回る場合には、その分は雑収入として処理される。</p> <p>このため、退職給付引当資産への積立支出と退職金の支給をともに補助対象経費とした場合、本来、加入団体の実負担は退職給付引当資産積立支出相当額であるにも関わらず、職員への退職給付支出相当額もこれに加算されることとなることから、退職金支給時においては、退職給付引当資産取崩収入と雑収入に計上された額を合わせて退職給付支出より控除し、補助対象経費とすることが合理的である。</p> <p>軽費老人ホームAにおいては、令和元年度の拠点別資金収支計算書において退職給付引当資産取崩収入1,364,238円が計上されているが補助対象経費から控除されていない。雑収入の内訳が不明であることから、当該取崩収入のみを補助対象経費から控除することとした場合、補助金額は少なくとも1,107,458円過大であったものと試算される。</p> <p>あらためて本来交付すべき額を青森市として算定し直し、交付額が過大であった場合には返還等の対応を図るとともに、軽費老人ホーム補助金交付要綱において補助対象経費の取り扱いを明確化する必要がある。</p> <p>なお、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより財務諸表等を閲覧する限り、社会福祉法人青森県社会福祉協議会の青森県民間社会福祉事業職員共済制度を採用しているのは、軽費老人ホームA、B及びCを運営する社会福祉法人甲のみであり、B及びCにおいては、令和元年度に退職給付引当資産取崩収入は計上されていない。しかし、過年度においても同様の誤りが存在する可能性があることから、これについても過大交付の有無を見直す必要がある。</p>	
掲載ページ	125	
対応	対応方針	是正 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該事業は、青森市が中核市移行に伴い県から移譲された事務で、退職給付引当資産への積立支出と退職金の支給をともに補助対象経費とした場合、退職給付支出から退職給付引当資産取崩収入と雑収入に計上された運用益相当額を控除すべきところ、その処理をしていませんでした。</p>	
	<p>今後の改善予定等</p> <p>令和3年度青森市軽費老人ホーム運営事業補助金交付要綱に、補助対象経費のうち、積立資産支出において積立預金取崩収入相当額がある場合は除く、退職給付引当資産支出においては、退職給付引当資産取崩収入と雑収入に計上された運用益を除くこととする規定を設けました。</p> <p>また、過大交付した補助金については返還を求めるとしております。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項14
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	軽費老人ホーム事務費補助事務		
	施設機能強化推進費加算単価の適用誤りについて		
指摘事項	<p>青森市軽費老人ホーム運営事業補助金は、一旦、想定利用人員数等に基づく交付申請額を基礎として交付額を決定し四半期ごとに交付するが、最終的には実際の利用人員数等に基づく精算を行い、交付額を確定する。このため、施設機能強化推進費においても、当初は「施設機能強化推進費加算申請書」を基礎として加算単価を算定するが、最終的には「施設機能強化推進費加算報告書」により報告される実績に基づく加算単価とすることが想定されているものと考えられる。</p> <p>一方、青森市においては、これまで当初の交付決定時における加算単価のまま精算を行っており、実績に基づく加算単価に置き換えられていない。このため、令和元年度における加算対象の5施設のうち2施設においては交付決定時の単価と実績単価との間に差異が無かったが、3施設においては実績単価が交付決定時の単価を上回っており、結果として加算額が過少となっている。</p> <p>過少と算定される額は交付決定時の単価と実績に基づく単価との差額に年間利用実人員を乗じた額となることから、令和元年度において、軽費老人ホームAで49,980円((700円-630円)×714人)、Bで22,330円((1,320円-1,250円)×319人)、Cで13,800円((900円-860円)×345人)程度と試算される。金額的には大きなものではないが、補助金制度の公正性を確保するためにも、あらためて本来交付すべき額を青森市として算定し直し、不足額が生じる場合には追加給付等の対応を図るとともに、今後、所定のルールに基づき適正な額を算定するよう努められたい。</p> <p>また、本事業は平成18年10月の中核市移行に伴い青森県より移譲された事業であるが、当初よりこの処理を行ってきたとのことである。過年度においても同様の誤りが存在する可能性があることから、これについても不足額の有無を見直すことが必要である。</p>		
掲載ページ	128		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該加算については、国の通知に基づき認定を行っておりますが、同通知には実所要額が加算総額を下回る場合は実所要額とすると定められており、上回る場合の規定はないことから、交付決定額を上限額として取り扱ってまいりました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>これまでについても、国の通知に基づいた認定を行ってまいりましたが、当該加算単価の規定の解釈について厚生労働省へ問い合わせたところ、実所要額が交付決定額を上回った場合は実所要額を採用する必要があるとの回答があったことを踏まえ、令和3年度からは、実所要額が交付決定額を上回る場合については、実所要額として算定し直しすることとしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見18
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業		
	受託者からの提出書類の明示について		
意見	<p>地域包括支援センター委託契約書においては、受託者からの提出書類として、仕様書にて、毎月の事業実施報告を翌月の15日までに市へ提出することを定めているのみであるが、実際には、年度の事業計画を始めとする各種書類が提出されている。</p> <p>実際に提出されている各種書類は受託者が委託業務を適切に遂行しているか判断する上で必要となる書類であり、それ自体には問題は無い。しかし、本来、外部の事業者に対する委託業務である以上、受託者からの提出書類については、仕様書を含む契約書において提出時期及び様式等も含めて明確に定めることが必要である。</p>		
掲載ページ	138		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託契約書第17条に「定めのない事項は協議して定める」と記載しており、また、仕様書に「定める業務以外についても、業務に関連すると認められる業務は、当該仕様書によりなされたものとする」と記載しています。なお、追加で必要となった書類については、青森市地域包括支援センター連絡会センター長会議等を通じて提出を依頼しておりました。</p>		
今後の改善予定等			
令和3年度から、仕様書に受託者からの提出書類について明示しました。			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見19
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業		
	収支計画書の提出について		
意見	<p>現在、地域包括支援センター運營業務委託に関して、受託者から収支計画書の提出は求めてない。しかし、収支計画書は当該年度の事業計画を資金面で示したものであり、当該事業計画の実行可能性等を判断するために有用な情報と言える。このため、今後、年度の収支計画書についても、受託者から提出を求めることを検討されたい。</p>		
掲載ページ	139		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>受託者から年度初めに提出いただく年間の事業計画書や、毎月、提出いただく活動予定及び実績報告等を確認することで事業運営やおおよその予算を把握しておりました。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>令和3年度から、仕様書に年度の収支計画書の提出を明示しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見20
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業		
	委託料の精算方法の明示について		
意見	<p>平成31年度青森市地域包括支援センター運営業務委託契約書(以下、「地域包括支援センター委託契約書」という。)第5条第2項においては、受託者は委託料に精算残金が生じたときは、これを委託者に返納する旨が定められている。</p> <p>一方、地域包括支援センターの運営費の財源として、国から地方公共団体に地域支援事業交付金が交付されるが、その算定方法については「地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について」(老振発1129号第2号厚生労働省老健局振興課長通知。)において、当該年度の地域包括支援センターの総支出(指定介護予防支援事業所や第1号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支出)から、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に係る収入分を控除した額を交付の基準(以下、「基準額」という。)とすることとされている。</p> <p>青森市においては、この基準額と交付した委託料とを比較し、委託料が基準額を上回る場合に返納を求める方法で精算を行っているが、地域包括支援センター委託契約書上、仕様書も含めて精算方法を明示していない。委託料の精算方法は、業務の対価としての委託料の額に影響する重要な事項であり、仕様書等を含む契約書に明示すべきである。なお、結果として、令和元年度において委託料が基準額を上回るものは無く、委託料の青森市への返納は生じていない。</p>		
掲載ページ	139		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託料の精算方法については、契約書に「委託料に精算残金が生じたときは、これを委託者に返納するものとする」と明示しており、契約のたびに各法人に対して精算方法について確認を行っていました。</p>		
今後の改善予定等			
令和3年度から、仕様書に委託料の精算方法について明示しました。			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見21
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	契約行為について		
	総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業 委託契約継続の適否を要点とする審議について		
意見	<p>地域包括支援センター運営業務委託の受託者は、平成18年4月の地域包括支援センターの新規設置にあたり、平成17年に実施した公募により決定された事業者である。公募時における「青森市地域包括支援センター設置・運営事業者募集要領」(平成18年1月青森市健康福祉部高齢介護保険課)においては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間に委託期間とするとともに、応募事業者からの質問事項に対する回答においても、委託期間が終了する平成21年3月31日の時点において、あらためて受託者を再募集する旨の回答がなされている。</p> <p>実際には、その後において再募集は行われず、毎年度、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約を繰り返し、現在に至っている。この方針変更に関して、所管課によれば、平成20年度の青森市地域密着型サービス等運営審議会において、圏域内の周知及び社会資源との連携体制が図られつつある等の理由から、契約を継続すべき旨の審議がなされたとのことであるが、関連文書の保存期限が経過しており手続き面も含めて事実関係の確認はできなかった。</p> <p>また、地域包括支援センターは、青森市が進める地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、各圏域では民生委員等の地域住民、医療・介護・福祉の関係機関等とのネットワークが構築されており、地域の高齢者等への継続的な支援を行っていることから、そのネットワークを再構築することは容易ではないこと、また、毎年、青森市地域密着型サービス等運営審議会において、地域包括支援センターの運営評価を行い、適切に運営されていると評価されていることから、現在のところは受託者を見直すことは想定していないとのことである。</p> <p>確かに、地域包括センターの業務においては中長期的な対人間の信頼関係や各種ネットワークの構築が重要であり、財政面における効率性の面からのみで、短期的に受託者を交代させることにはデメリットが大きい点は理解できる。一方で、より効率的な業務の実施や、より効果的な実施方法の採用が可能な事業者が参入するメリットや、一定の期間を区切ることによる受託者への牽制のメリット等を犠牲にすることも確かである。</p> <p>また、毎年度の実績を青森市地域密着型サービス等運営審議会にて評価されているものの、当該評価は、受託者に改善すべきところがないか、偏りがないか等を確認するとともに、昨年度までに認識された課題が改善されているか等により評価するものである。これは受託者が業務を進める上でPDCAサイクルを回して業務改善を進めるためのツールとして活用するものであり、受託者の業務実績に優劣をつけるものではない。</p> <p>このため、例えば、青森市地域密着型サービス等運営審議会等において契約継続の適否を要点とする審議を行い、受託者の実績をあらためて総括し、契約継続することのメリット・デメリットを洗い出し、メリットが認められない(デメリットの方が大きい)場合には公募による選考の要否も含めて検討するといった枠組みの構築を検討されたい。</p>		
掲載ページ	140		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>委託契約の継続については、青森市地域密着型サービス等運営審議会において地域包括支援センターの運営評価の審議と併せて評価を行ってきました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>今後については、青森市地域密着型サービス等運営審議会等において契約継続についてのご意見を伺いながら適否を判断することとします。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項15
担当課	福祉部高齢者支援課	
項目	契約行為について 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業 随意契約理由の見直しについて	
指摘事項	<p>「登録外業者との随意契約及び1人からの見積書を徴する理由書」には、平成18年の設置当初において公募を行い、地域包括支援センター運営協議会の役割を担っていた高齢者専門部会による選考の結果、現行の受託者を選出したことをもって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとしている。しかし、他の地方公共団体においては、地域包括支援センターの運営受託者を定期的に公募にて選定する団体もあることを踏まえ、15年程度前に実施した公募の結果をもって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)として随意契約理由とすることは根拠に乏しい。</p> <p>その性質又は目的が競争入札に適しない場合についてのみ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の締結が可能となる。今般の契約については、同一業者が契約を継続することのメリットが明らかに大きいという明確な評価をもって、随意契約理由とすべきである。</p>	
掲載ページ	142	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 平成18年の設置当初に公募の上、高齢者専門部会において受託者の選定を行い、以後においても「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断し、随意契約により契約締結しておりました。	
	今後の改善予定等 令和3年度の契約については、受託者がこれまでの蓄積された業務のノウハウを持っていることや、地域の関係機関とのネットワークを構築していることなどを考慮したうえで随意契約の適否を判断し、契約締結しました。	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見22
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	契約行為について		
	在宅高齢者介護用品支給事業		
	おむつ等調達にかかる入札方法の見直しについて		
意見	<p>おむつ納入業者の選定は指名競争入札によって行われている。当該指名競争入札において、平成29年度は4者応札があったものの、平成30年度及び令和元年度は2者～3者の応札と応札業者数が少数となっている状況が見取れる。より一層競争性を発揮するためにも、多数の業者が入札に参加できるような仕組みと工夫が必要ではないだろうか。応札業者が増えない理由の一つの要因として、仕様書に「配達については、契約業者自ら行うことのほか、契約業者と別の配達業者を手配して行うことも可能とする。」と記載されていることから、この条件が足かせとなっていることも想定されるので、紙おむつの契約業者と配達業者を別々に入札することや、一般競争入札の採用を検討するなど柔軟な対応を期待する。</p>		
掲載ページ	145		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該業務の仕様書では、対象者へ円滑に紙おむつが配達できるよう、物品の調達から配達までを1者が行うことを基本的に想定していますが、契約業者によっては配達業務を自ら行うことが困難な場合も想定されることから、「配達については、契約業者自ら行うことのほか、契約業者と別の配達業者を手配して行うことも可能とする。」とするなど、柔軟な対応を可能としてきました。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>紙おむつの配達については、商品の調達と配達を同一業者が行うことで効率的な配達が可能になると考えておりますが、商品の調達と配達について、それぞれの入札参加資格登録業者から見積書を徴し、調達から配達を含めた単価との比較を行うなど、より効率的・効果的な業者選定等を行います。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項16
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	シルバー人材センター運営助成事業		
指摘事項	事業計画と実績報告の整合性について		
	<p>補助金等交付申請書に添付されている事業計画書に関し、平成31年度実施計画として「就業機会確保事業」のなかに「キャリアアップに資する教育訓練(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。)第30条の2の規定に基づき、派遣就業会員を対象にキャリアアップに資する教育訓練等を実施する事業。)」の実施が計画されている。これに対し補助事業完了時に提出された実績報告には、当該事業を行ったことに関する記載が行われていない。市は派遣就業会員を対象にしたキャリアアップに資する教育訓練は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の2の規定により実施が義務付けられているもので、平成31年度においても実施しているとしている。記載漏れのようなが、補助対象となった事業の実施状況については漏れなく報告を求める必要がある。</p>		
掲載ページ	148		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>「キャリアアップに資する教育訓練」に関する経費は、市の補助対象経費ではありませんが、同法人では「キャリアアップに資する教育訓練」に要する経費は、市からの補助金ではなく受託収益から支出していたことから、補助金等交付実績報告に記載はなく、また、修正も求めています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年度事業実績報告分から当該事業も含め、事業計画書に記載された事業の実施状況については遺漏なく報告を求めるとしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見23
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	シルバー人材センター運営助成事業		
	会員増加に向けた情報発信の取組みについて		
意見	<p>この事業は、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、高齢者に対して組織的に就業の機会を提供するなどにより、その就業を援助する事業を行おうとする青森シルバー人材センターに補助金を交付するものである。高齢者の就業機会を確保、増加させるためには、多種多様な就業先のニーズに応えられる高齢者を確保する必要があり、そのためには会員数の増加は必須である。多種多様な能力、経験を有する会員を必要数確保することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することができる。また、会員の増加を果たし、多種多様なニーズに答えることができれば、それは青森シルバー人材センターの自主財源が増えるということでもあり、財政が厳しい中、市の補助金削減にも貢献する。</p> <p>このためには、青森シルバー人材センターにおいてどのような職種に対応できるのかといった事のほか、シルバー人材センターとはどのようなものなのか、青森シルバー人材センターではどのような活動をしているのかについて、会員資格を有し得る高齢者や就業機会を提供する事業者に情報を提供することが必要である。青森シルバー人材センターもホームページにおいてこれらの情報を公開しているが記載内容については改善の余地があるように思われる。</p> <p>シルバー人材センターにおいて、どのような仕事ができるのかについては重要な情報である。会員になろうとする市民も委託を検討している委託者も、多くはこれを見てシルバー人材センターに連絡を行うのである。特にインターネットやSNS利用を常とする世代は公開されている情報が全てであり、公表されていない仕事ができるかといった問い合わせをしていくことは多くはないであろう。</p> <p>高齢者はパソコン等を所持していない方、使いこなすことが難しい方も多い。そのため、市は、これまでもホームページのみならず、広報あおもりや町(内)会・老人クラブ・寿大学等への出前講座、関係機関へのチラシ設置、イベントでのお知らせ等、幅広く周知を行っているところであり、必ずしもホームページの充実のみが必須ではないとするが、これらを駆使する世代が会員資格を持てる年齢(60歳)になってきている。また、委託者は高齢者に限られるものではない。青森シルバー人材センターの場合、どのような仕事ができるのかについては記載の充実が必要であろう。</p> <p>また、記載方法の問題ではなく、他都市のシルバー人材センターで公開している仕事で青森シルバー人材センターでは取り扱っていない仕事があるのであれば、開拓する方向で取り組むべきものと思われる。</p> <p>青森シルバー人材センターの場合、ホームページは開設されているが、メールによる問合せ、会員申込みはできない。メールによる問合せができるように改善すべきものと思われる。</p> <p>上述したように、青森シルバー人材センターの情報発信の在り方には改善が必要と思われる箇所がある。情報発信は、会員増にむけて重要な役割を果たすものである。市は青森シルバー人材センターに対し、情報の発信、特にその内容について改善を助言すべきものと思われる。</p>		
掲載ページ	149		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>青森市シルバー人材センターの周知については、同法人のホームページのほか、市ホームページや広報あおもり、町(内)会・老人クラブ・寿大学等への出前講座、関係機関へのチラシ設置、イベントでのお知らせ等、幅広く周知を行ってきました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>市民の利便性の向上を図るため、青森市シルバー人材センターに対し情報発信について助言を行い、効果的な情報発信に努めます。</p> <p>なお、現在、同法人においてホームページの更新に向けた作業を行っております。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見24
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	老人クラブ活動育成事業		
	実績報告書と領収証等との照合及び点検について(単位老人クラブ補助金)		
意見	<p>単位老人クラブから提出される実績報告書と領収証等の照合及び点検が、現状においては行われていない。報告された実績報告書の内容を信頼して補助金を支出している現状の事務処理に関して問題が認められる。すべての単位老人クラブについて領収証等の照合及び点検を行おうとするとかなりの事務負担となることが容易に予想されるが、だからと言って領収証等との照合及び点検を行わないことは内部統制の観点からも業務処理の再考が必要である。そこで、一定のルールを決めて、事前に単位老人クラブへ領収書等を求めることある旨のアナウンスを実施し、領収証等の照合及び点検を行うといった実効性のあるチェック体制の構築も検討すべきである。</p>		
掲載ページ	157		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで、実績報告書に関する相談があった場合は、領収書等を確認しながら実績報告書の作成に助言していること、また、提出書類は、多くの単位老人クラブにおいては各クラブや町会の監査・決算審議を経たものが提出されていることから、個別に領収書等の確認は行っておりませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
令和3年度から年間数クラブを抽出し、領収証等の照合及び点検を実施します。			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見25
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	老人クラブ活動育成事業		
	関係帳簿の保管義務に関する規定の明確化について(単位老人クラブ補助金)		
意見	<p>単位老人クラブが作成した実績報告書の基になった関係帳簿及び領収証等の保管年限について、申請時の作成要領には記載があるものの、「青森市老人クラブ運営事業補助金交付要綱」には規定がない。「(意見24)実績報告書と領収証等との照合及び点検について(単位老人クラブ補助金)」に記載したように、すべての単位老人クラブで領収証等の照合及び点検を毎年実施することは現実的ではないことから市の事後における確実な検証機会を確実に担保することを趣旨として、補助金交付要綱に明確に規定することを検討されたい。</p>		
掲載ページ	157		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>関係帳簿及び領収書等の保管年限については、5年間の保管を書面及び口頭により指導していたため、補助金交付要綱に規定していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>関係帳簿及び証拠書類の保管年限について、「令和3年度青森市老人クラブ運営事業補助金交付要綱」に規定しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見26
担当課	福祉部高齢者支援課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	高齢者生きがい事業		
	健康農園活動結果報告について		
意見	<p>本事業の活動結果として、「高齢者のための健康講座に係る実績報告」として体力づくりトレーニングは年3回実施、調理教室も同様に年3回実施との報告がある。しかしながら、健康農園については実施期間や場所の報告はあるものの、活動状況が明確に報告されていない。</p> <p>年度当初において、青森市シルバー人材センターは健康農園の事業計画として健康農園の割り当て、作付け時期、農薬散布時期等について作成している。この計画がどのように進行し、年度末において最終的にどのような結果になったのかについて、健康農園の活動報告として明らかにし、課題や問題点の有無を確認し、今後の事業運営に資するような措置が必要である。</p>		
掲載ページ	160		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>事業の実施に当たって、同センターが作成する事業計画に基づき、毎年誠実に業務を履行していることに加え、口頭による随時の報告や当課職員による現地調査、利用者へのアンケート等を行うことにより実施状況を把握できていることから、詳細な報告は求めておりませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>課題や問題点を共有し効果的な事業運営に活かせるよう、令和2年度分から受託者に詳細な活動報告を求めることとしました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

				No	指摘事項17
担当課	福祉部高齢者支援課				
項目	事務執行上の誤りについて				
	こころの縁側づくり事業				
	事業費積算の誤りについて				
指摘事項	<p>負担金補助及び交付金に含まれている保険料の積算において、消費税を含めて計算している。保険料は、非課税取引のため消費税が含まれない。結果として、概算交付時において6,384円(351,120円-344,736円)の負担金支出が過大となっていた。市は交付後誤りに気づき、適切に精算したため結果的には負担金の過大支出とはなっていないものの、今後、同様の事案に注意を払う必要がある。</p>				
掲載ページ	164				
対応	対応方針	個別改善	【改善済】		
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>令和元年10月からの消費税増税を受け、保険料が課税取引か非課税取引かの確認が不十分なまま、増税分を上乗せして積算していました。</p>				
	<p>今後の改善予定等</p> <p>今後においても、同様の事案については注意を払い、交付時の段階で確認を徹底するとともに、消費税を含めない形で適切に対応することします。</p>				

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見17
担当課	税務部国保医療年金課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	子ども医療費助成事業		
	0歳児の所得制限について		
意見	<p>本事業においては、助成対象の保護者の所得に対して制限を設けているが、国民健康保険加入の乳児については所得制限がない。</p> <p>本事業が検討された昭和40年代当時、青森市の乳児死亡率は依然として高く、乳児の健康と保護者の福祉の増進を図る必要性は今以上に高かった。そのような事情を背景として、昭和47年度、非課税世帯の0歳児を対象に市単独による医療費助成事業として本事業が開始された。そして、翌年度、国民健康保険加入の0歳児のみについて「所得制限なし」の現物給付方式を採用した。この点についての考え方としては、所得が比較的安定している社会保険加入者に比べ、国民健康保険加入者の職業は農業や漁業など所得状況の面において不安定であることが多いため、このことに配慮して所得制限を設けなかったものである。</p> <p>このように現状では、社会保険加入者には認められていない有利な条件が国民健康保険加入者には認められている。したがって、公平性の観点から考えるとどちらかをもう一方に合わせる措置が望まれるが、昨今の少子化対策の観点からは、財政的事情が許すならば、社会保険加入者の0歳児についても所得制限を撤廃することの方が望ましい選択といえる。</p> <p>無論、前提として、市の乳児死亡率及び国民健康保険加入者と社会保険加入者の所得状況など、制度開始時の検討材料にされた要素も再度調査する必要がある。乳児死亡率については、調べるまでもなく現在の方が改善されていると思われるが、国民健康保険加入者と社会保険加入者の所得状況については、その水準や安定性の違いを勘案して検討する必要がある。</p> <p>監査人が調べた限りにおいては、0歳児（もしくは0歳を含む一定の年齢幅の児童）について所得制限を設けている地方公共団体は複数見つけられたが、国民健康保険加入者のみに限定しているものは見つけられなかった。過去における市の状況も踏まえた制度ではあるが、現状に即しているといえるか検討した上で、公平な制度に改められることが望まれる。</p>		
掲載ページ	119		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市の少子化対策の観点や、所得状況等が社会保険加入者に比べ低い国保被保険者への配慮として、これまで、国民健康保険加入の0歳児については所得制限を設けておりませんでした。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>制度開始当時と現在の状況を比較すると、乳児死亡率は医療を取り巻く環境の変化等により改善傾向ではありますが、所得状況については、現状においても社会保険加入者との差は大きいものであります。</p> <p>また、国民健康保険の特徴として、一人当たりの医療費水準が高いことや、加入者の所得に対する保険税負担が高いことなどを踏まえるとともに、市の財政に与える影響や他自治体の取組状況などを総合的に勘案・検討した結果、国民健康保険加入の乳児に対しては継続的な施策が必要であると考えことから、今後においても、これまでと同様の取扱いを行うこととします。</p>		

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項27
担当課	市民部生活安心課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	消費生活相談事業		
	前金払をする理由の明記について		
指摘事項	<p>消費生活相談等業務の委託料は、通常、4月、10月の年2回、前金払により支払われている。委託先は、業務実績として、個々の相談内容を記録した消費生活相談情報や、相談件数や相談内容の傾向を取りまとめたものや、消費生活出前講座の開催状況等を、業務委託仕様書（以下、この項で「仕様書」という。）の様式等により市に毎月報告しており、市はその報告内容を毎月確認することで業務実績を把握できるため、前金払による支払自体は問題ないとする。しかし、契約締結時の決裁文書には前金払をする理由は記載されていなかった。委託業務が完了したことを確認した後に支払いを行う完了払が支払の本来の姿であり、業務完了前に支払を行う前金払については、合理的な理由が必要であり、契約締結時の決裁文書においても、前金払とする理由を明記するべきである。</p> <p>また、委託料の積算内訳を確認したところ、年間通じて毎月発生する委託先職員の給与、社会保険料が委託料総額の9割弱の金額を占めていた。支払回数が少ない方が事務の効率が上がるであろうが、必要以上の資金を事前に送金する必要はない。委託料のほとんどが毎月発生する人件費から構成されていることを考慮すると、委託先から見積書入手する際に、一緒に毎月の支出予定表も提出してもらい、その支出予定表をベースに4半期ごとに支払いをするといったことも検討すべきであろう。</p>		
掲載ページ	220		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託料の支払方法については、地方自治法施行令第163条第2号において前金払ができるとされていることからこれまで前金払としていましたが、前金払とする理由書を令和元年度の契約締結時の決裁文書に添付していませんでした。</p> <p>また、委託料の支払回数については、受託者が営利を目的としない団体であり、業務の遂行に係る資金に乏しいことから、4月と10月の2回払としてきました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度から、契約締結時の決裁文書に前金払とする理由書を添付することとしました。</p> <p>また、令和3年度の契約に当たり、4半期ごとの支払いについて、受託者の業務の遂行に係る資金の状況を踏まえ検討しましたが、4半期ごとでは急な支出に対応できず資金不足となり、委託業務に支障をきたすことから、現行の2回払としました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見36
担当課	市民部生活安心課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	消費生活相談事業		
	仕様書に定められた様式を用いた報告について		
意見	<p>仕様書において、消費者被害を未然に防止するための啓発活動として、消費者月間事業を行うこと、その事業を行った場合は仕様書に定める様式である「記録票」を市に提出し、報告することが明記されている。また、様式である「記録票」には事業実施内容がわかる書類を添付するよう明記されている。消費者月間事業とは、消費者被害の未然防止等を目的に毎年5月に市が実施する啓発キャンペーン等へ参加するものである。令和元年度も消費者月間事業は行われており、その実績報告として新聞記事や実施内容が記載された報告はなされているものの、仕様書に定められた様式である「記録票」は提出されていなかった。仕様書において、定められた様式を用いて報告するよう明記している以上は、その様式を用いて報告するように委託先を指導することが必要である。</p>		
掲載ページ	220		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市が毎年5月に実施する消費者月間事業に係る受託者からの報告書については、仕様書で定めている様式3「消費者月間事業実施記録票」ではなく、様式4「消費者教育啓発活動講座開催記録票」により提出され、そのまま受理しておりました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>消費者月間事業における報告書については、受託者に対し、仕様書で定めている様式により提出するよう指導しました。 また、報告書が提出された際には、所定の様式を用いているか確認を徹底します。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見37
担当課	市民部生活安心課		
項目	契約行為について		
	消費生活相談事業		
	見積書の積算について		
意見	<p>委託料の積算について、市において委託料の積算を行い、委託先においても契約締結時の見積書に積算内訳を添付している。令和元年度の双方の積算内容を確認したところ、委託料総額はほぼ同額であるものの、複数の科目で金額に大きな相違があった。その相違について、どのような理由で相違があったのかは不明であった。当事業の委託料は前金払であるため、概算払の場合に行われる精算払時における支出内容の確認は行われない。一方で、市が行う委託料の見積時の積算は年間契約上限額を定める行為であり、非常に重要な手続きである。市は仕様書の業務内容を遂行するために必要な支出を積み上げて積算しており、複数の科目で双方の積算金額に大きな相違がある場合は、双方の積算の前提が異なることが想定される。このような場合においては、市は委託先に相違の内容について問い合わせを行い、その内容が合理的なものであるか検討することが必要である。そして、その相違の内容が合理的なものであれば、相違の内容についてメモ等で記録し、委託先からの報告内容の確認時に活かすべきであろう。</p>		
掲載ページ	220		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託料の積算については、市としてはあくまで契約上必要な年間上限額を決めるために積算したものであり、受託者が受託するに当たって積算した見積書については、総額を比較した上でそのまま了承し、内訳の詳細まで確認していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後については、委託料の積算内容において複数の科目で大きな相違がある場合には、受託者に積算根拠等の詳細について確認し、その内容を検討するとともに記録を残し、業務の報告内容を確認する際に活かすこととします。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見38
担当課	市民部生活安心課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	新入学児童交通安全対策事業		
	黄色い交通安全帽子の在庫の有効活用について		
意見	<p>令和2年度の新入学児童に対する黄色い交通安全帽子(以下、「黄色帽」という。)の購入数は2,145個であり、配布数が2,035個(うち2個は前年度在庫数から繰出)、在庫が112個(価格39,200円)発生している。ヒアリングを行ったところ程度の差はあるものの、毎年、購入数と配布数の差を要因とする在庫(購入数と配布数の差異)が発生している状況とのことであった。過年度から蓄積された在庫数は相当な量と推察させるものの、これらは基本的に倉庫で保管しているとのことである。</p> <p>市は毎年、新入学児童の人数見込を相当数上回る黄色帽を発注していることになるが、根拠として、黄色帽の種類が男女別、サイズ別(S~LL)で計8種類あり、全児童に適切な種類(男女別デザイン、サイズ)の黄色帽を配布するためには各種類余裕をもって多めに発注する必要があること、市外からの転入生や黄色帽の取り換え(破損や成長によるサイズ交換)に対応するためと説明している。また、蓄積されている在庫数を差し引いた数の当年度発注を行えば在庫有効利用が図られ経済的とも考えられるが、毎年度競争入札を実施している関係上、各年の落札業者によって製品が異なるために、児童が着用する帽子のデザインの均一化を考慮すると、過年度の在庫を当年度に充当できないとのことである。</p> <p>確かに、市の説明には相当程度の合理性は認められると解する。しかし、現状の方法では毎年在庫が積みあがってしまい、効率性、経済性が害されていることも事実である。対応として、小規模小学校の新入生児童に対しては同一デザインの過年度在庫を配布すること(同一小学校内では新入生児童間で黄色帽デザインが同一となる)、過年度のサイズ別・男女別黄色帽在庫数の推移分析から在庫がより少数となる注文数を検討するといった工夫を求めたい。</p>		
掲載ページ	223		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>新入学児童に対する黄色い交通安全帽子については、市外からの転入生に対する追加分やサイズ交換等の対応分も含めて購入していましたが、毎年度競争入札を実施しているため、各年の落札業者によって製品が異なる場合があり、児童が着用する帽子のデザインの均一化を考慮し、過年度の在庫を当年度に充当していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>各小学校に各サイズの帽子を見本として配布することや、小規模小学校の新入生児童に対して、同一デザインの在庫を配布するなど、在庫の有効活用に努めていきます。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見39
担当課	都市整備部道路維持課	総務部契約課
項目	契約行為について 交通安全施設整備事業 予定価格の事前公表について	
意見	<p>本事業における工事(道路維持課執行分)は15件あり、指名競争入札が行われたものが14件であったが、この14件の工事すべてにおいて、入札参加者のほとんどが最低制限価格で応札している状況であった。</p> <p>このような状況となった原因は、事業者側が最低制限価格の算定方法に知悉していることや予定価格の事前公表を行っていることであると考えられるが、結果として入札による競争性は全く発揮されていないといえる。そして、このような状況が常態化してしまうと、実質的には入札が行われているとはいえず、単なる「くじ引き」となってしまうため、民間事業者の経営努力や創意工夫が促されず、中長期的に技術水準の低下や担い手不足を招くと思われる。</p> <p>本事案における市の処理は定められたルールに則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。特に、予定価格の事前公表については、国においても注意喚起がなされているところであり、上記のような弊害が発生していることを認識し、予定価格を事前公表することは再検討すべきである。</p>	
掲載ページ	226	
対応方針	全庁改善	【改善済】
指摘事項・意見	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市における予定価格の事前公表は、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止を図ることを目的に、平成11年9月から予定価格130万円超の建設工事を対象に実施し、以降、適宜見直しを行いながら、現在は予定価格130万円超500万円未満の建設工事及び予定価格50万円超の業務委託の指名競争入札において、予定価格を事前公表しています。</p> <p>本案件は、この制度に基づき予定価格を事前公表した入札において、最低制限価格と同額で応札した者が複数者いたことから、結果として、くじ引きにより落札者が決定されたものです。</p>	
対応	<p>今後の改善予定等</p> <p>本市では、予定価格の区分に応じて予定価格の事前公表と事後公表を併用している状況にありますが、現状においては、事前公表の弊害とされる「落札価格の高止まり」、「見積努力の棄損」、「入札談合の誘発」などの事象は生じておりません。</p> <p>また、くじ引きによる落札者が多発している要因としては、工事費の積算に使用する積算基準書や労務費、材料費等の単価が公表されていることに加え、工事費の積算ソフトが一般に流通していることが挙げられ、この積算ソフトにより試算を重ねるなどの企業努力により、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思っております。</p> <p>本市では、国や県の動向、他都市の取組状況等を参考にしながら、総合評価落札方式の導入や予定価格の事後公表の対象を段階的に拡大するなど、適宜、契約制度の見直しを行ってきたところであり、今後も引き続き、競争性、公正性、透明性の確保に努めていきます。</p>	

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項18
担当課	浪岡振興部健康福祉課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	浪岡総合保健福祉センター運営管理事務		
	業務実施に係る報告書の提出漏れについて		
指摘事項	<p>清掃業務委託について市はA社に委託している。清掃業務の具体的な内容については青森市浪岡総合保健福祉センター清掃業務仕様書(以下、「仕様書」という。)に定められており、その中に、ワックス清掃を指定された区域において契約期間内に1回行うものという定めがある。なお、仕様書において、業務内容を報告することについても定められている。ここで、この清掃を行ったことに係る報告書がA社から市に提出されていない。市によればこの清掃を行なっていることは確認しているとのことであり、A社の報告書提出漏れということのようである。市は業務委託の受託者に対して行った業務内容の報告を忘れずに行うよう改めて注意を促す必要があり、また、市も提出されるべき報告書が漏れなく提出されていることを確認すべきである。</p>		
掲載ページ	168		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>契約期間内に1回実施するワックス清掃については、受託業者からの実施月日の連絡および実施報告、現場確認によりワックス清掃の実施を確認していましたが、受託業者から実施報告書の提出はされておらず、また、市の確認が十分に行われていませんでした。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>清掃受託業者から、令和2年度のワックス清掃の実施報告書を提出してもらい確認を行いました。 令和3年度から、ワックス清掃業務の実施状況を確認をできるように報告書様式を改め、報告書の実施内容と仕様書に規定されている事項の突合を徹底します。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見27
担当課	浪岡振興部健康福祉課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	浪岡総合保健福祉センター運営管理事務		
	老人福祉センターの使用条件について		
意見	<p>市は、健康福祉センターに設置されている老人福祉センター（以下、「浪岡老人福祉センター」という。）の他に、青森市総合福祉センター内にも老人福祉センター（以下、「青森老人福祉センター」という。）を設置している。ここで、それぞれの施設が使用できるのは、浪岡老人福祉センターが、老人クラブ加入者にあつては年齢60歳以上、未加入者にあつては年齢65歳以上の者とされているのに対し、青森老人福祉センターは年齢60歳以上という条件のみで老人クラブ加入という条件は付されていない。なお、どちらの施設も使用料金は無料であり、開館時間や施設の使用時間は異なっているものの休館日は同じである。</p> <p>老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。使用を希望する者については可能な限り使用を認めることにより、住民の福祉の向上に資するべきである。浪岡老人福祉センターの使用条件について、老人クラブ加入という条件を廃止し一律に年齢60歳以上の使用を可能にするといった、青森老人福祉センターと同じ使用条件にする方向で検討を行うべきである。</p>		
掲載ページ	168		
対応	対応方針	個別改善検討	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>老人福祉センターの利用年齢については、法令等による定めがないことから、各自治体で異なっているところがありますが、青森市浪岡総合保健福祉センター条例施行規則に規定する老人福祉センターの利用者の年齢条件については、老人クラブ加入促進の意図があつたことから、老人クラブ加入という条件を付していました。</p>		
今後の改善予定等			
浪岡老人福祉センター利用者の年齢条件については、青森老人福祉センターの条件設定や利用状況等を参考にしつつ、関係団体や福祉部とも協議を行い、検討していきます。			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項19
担当課	浪岡振興部健康福祉課		
項目	事務執行上の誤りについて		
	福祉バス運行事業		
	福祉バスの運転適格者の確認について		
指摘事項	<p>市は、福祉バスの運行をA社に業務委託している。業務委託の内容は青森市浪岡福祉バス運行業務仕様書(以下、「仕様書」という。)に記載されており、運転者については、「大型バスの運転経験1年以上の実績及び、契約期間中その運転に必要な免許証を有しているものとする」と規定されている。これに対してA社からは運転者等名簿が提出されており、名簿には、氏名、大型第1種免許取得年月日、大型車両経験年数、備考(安全運転管理者等)が記載されているのみであり、仕様書に定める要件を満たしているかについて判断できる内容は記載されていない。即ち、大型バスの運転経験年数、必要な免許証を現在も有していることがこの記載内容からは判断できない。</p> <p>市は、仕様書にて求められる要件(大型バスの運転経験経歴の確認および申請時に大型第1種免許を有していること)の確認を行うべきであり、必要な免許証を有していることについては運転手の免許証のコピーも入手しておくべきである。</p>		
掲載ページ	171		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>運転要件については、契約時に受託業者から提出していただく運転者等名簿により大型免許取得年月日、大型車両経験年数等を確認していましたが、大型バスの運転経験年数の確認や運転免許証の写しの提出は求めています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年度に受託した業者から、運転免許証の写しを提出してもらうとともに、運転業務従事者の大型バスの運転経験年数の聴き取りを行い、仕様書に求められた要件を満たしていることを確認しました。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項20
担当課	浪岡振興部健康福祉課		
項目	契約行為について		
	福祉バス運行事業		
	競争入札の実施時期について		
指摘事項	<p>市は業務委託先を選定するにあたり、以下の条件に該当する市の登録業者16社を対象に指名競争入札を行っている。</p> <p>① 業種「運搬・配布等業務」 ② 部門「送迎バス運行业務」に登録を有する者</p> <p>この指名競争入札は平成31年3月19日に執行されたが、A社のみが応札したものの予定価格を超過したため不調となった。しかし、業務委託期間が平成31年4月1日から令和2年3月31日であり、委託業務開始の日まで再積算、再入札する時間がなく、A社に対し予定価格以内で請負が可能か確認したところ了承を得たため、A社と随意契約することになったものである。入札執行から委託業務開始まで10日程度しかなく、再積算、再入札する時間も厳しいこともあるが、指名される業者としても仕様書に記載されている168日以内(浪岡地区内118日、地区外50日)の運用を行う体制を整える必要があるのであって、入札執行から委託業務開始までの期間が短いのではないかと。民間業者においては余分な人員を抱える余裕のある業者は殆どないという前提で日程を組む必要があるため、このような日程では前年度にこの業務を委託していた業者以外は応札できない状況になり、競争入札の意味を失わせる事態になる可能性も生じる。市は、当該契約行為全般に係る日程の組み方を再検討する必要がある。</p>		
掲載ページ	171		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>施設の保守点検等の業務委託案件と同様に、業務開始前までに契約締結ができるよう、見積期間及び契約締結までの期間を考慮し入札日時を設定していましたが、契約締結後、受託者の業務実施体制を整える時間の確保にかかる思慮が十分ではありませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度は直営業務に変更したため入札執行はなかったものの、今後、業務の委託にあたっては、事業者が人員配置等、業務体制を整える時間を確保できるような日程を確保したうえで入札執行を行うこととします。</p>			

令和2年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見28
担当課	浪岡振興部健康福祉課		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	福祉バス運行事業		
	福祉バスの利用増加に向けた取組みについて		
意見	<p>福祉バスの運休日は12月29日から翌年1月3日のみであるのに対し、過去3年間においては、年間利用日数は150日以下に留まっており、利用可能日数の半数にも満たない状況である。また、利用する団体は毎年利用するが、利用者は限定的であるということがわかる。なお、令和元年度においては、1回当たりの平均乗車人数は23人、最高乗車人数40人、最低乗車人数15人であった。</p> <p>この事業の目的は、多くの市民が地域の人々と積極的に知り合い、触れ合う機会を増やすことにより高齢者等の社会活動を促進することである。即ち、少しでも多くの市民が利用できることが望ましい姿であり、それには事業の周知が必要である。市は、ホームページや、障害者、高齢者等に配布している福祉ガイドブックや毎戸に配布している青森市民ガイドブックにより周知しているとする。しかし、これらによる周知はいずれも障害者福祉の記載箇所みの記載であり、いずれも「浪岡地区にお住まいの障がいのあるかた及びその家族、高齢者、母子家庭の方々に構成される福祉関係者団体などが事業活動を行う場合に利用できます。」といった記載に留まっており、具体性に欠くものになっている。記載箇所については、高齢者福祉や社会福祉の箇所等にも記載する、また、利用履歴のない老人クラブ(浪岡地区の老人クラブ数は令和2年4月1日現在25である。)に対し利用実例を示した事業説明を行う等、工夫の余地はあるように思える。今後、事業の周知をさらに行い、利用者が増えることが望まれる。</p>		
掲載ページ	172		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	福祉バス運行事業については、これまで、市のホームページ、各種ガイドブック等で周知をしてきたところですが。		
今後の改善予定等			
<p>今後については、利用者の増加に向け、市のホームページ、各種ガイドブック等については掲載箇所を見直すとともに、単位老人クラブによる利用が、例年、浪岡地区で活動している老人クラブの半数以下にとどまっていることから、利用履歴のない老人クラブに対しても、事業について周知することとします。</p>			

